

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和 4 年 9 月 1 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

| | | | |
|------|-------------|------|---------------|
| 1 番 | 馬 淵 紀 明 君 | 2 番 | 佐 藤 旭 浩 君 |
| 3 番 | 中 村 文 武 君 | 4 番 | 河 合 克 平 君 |
| 5 番 | 真 野 和 久 君 | 6 番 | 山 田 門 左 工 門 君 |
| 7 番 | 吉 川 三 津 子 君 | 8 番 | 杉 村 義 仁 君 |
| 9 番 | 角 田 龍 仁 君 | 10 番 | 石 崎 誠 子 君 |
| 11 番 | 原 裕 司 君 | 12 番 | 佐 藤 信 男 君 |
| 13 番 | 近 藤 武 君 | 14 番 | 神 田 康 史 君 |
| 16 番 | 山 岡 幹 雄 君 | 17 番 | 高 松 幸 雄 君 |
| 18 番 | 竹 村 仁 司 君 | | |

◎欠 席 議 員（1名）

15 番 鬼 頭 勝 治 君

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------|-------------|-------------|-----------|
| 市 長 | 日 永 貴 章 君 | 副 市 長 | 鈴 木 睦 君 |
| 教 育 長 | 平 尾 理 君 | 総 務 部 長 | 近 藤 幸 敏 君 |
| 企画政策部長 | 西 川 稔 君 | 市民協働部長 | 人 見 英 樹 君 |
| 教 育 部 長 | 三 輪 進 一 郎 君 | 保 險 福 祉 部 長 | 小 林 徹 男 君 |
| 健康子ども部長 | 清 水 栄 利 子 君 | 産 業 建 設 部 長 | 宮 川 昌 和 君 |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 鷲 尾 和 彦 | 議 事 課 長 | 大 原 守 人 |
| 書 記 | 猪 飼 隆 善 | 書 記 | 杉 本 昌 哉 |

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

15番議員・鬼頭勝治議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開催いたします。

次に、昨日、議会運営委員会が開催されました。

本日及び明日の一般質問の日程について御協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告いただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、昨日、正・副議長にも御出席いただき開催し、本日及び明日の一般質問の日程について御協議いただきました結果、予定どおり実施することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長の報告のとおり、予定どおり本日及び明日の一般質問を実施いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・ 一般質問

○議長（杉村義仁君）

日程第 1 ・ 一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従って順次許可することにいたします。

最初に、質問順位 1 番の 5 番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○5 番（真野和久君）

皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

大変コロナのほうもまだまだ猛威を振るっている状況の中ではありますが、本当に気をつけながら生活をしていくとともに、もし感染した場合の、あるいは疑いがあつたときに速やかに検査や対応ができるような制度が一刻も早く構築されることを願いたいと思います。

今回、一般質問をしますのは、1 つは小・中学校の統廃合及び老朽化対策について、2 つ目が病児・病後児保育の改善についてであります。

最初に小・中学校の統廃合及び老朽化対策について質問を行います。

7月21日から愛西市立小・中学校適正規模並びに老朽化対策検討協議会が始まって、現在3回目まで開催をされています。

6月議会以降の動きとして、今進められているわけですが、今回の統廃合問題に関しては、小・中学校の規模適正化、いわゆる学校の統廃合については、これまで立田地区、八開地区の小・中学校を一つにまとめるという教育委員会の提案に対して、とりわけ八開地域では地元の学校がなくなる、通学ができない、小規模の地元の学校を守りたいといった声の中で撤回を求める動きがありました。そして提案が頓挫した状態にありました。

そうした中で、やはり大きな問題としては、まずは教育委員会が地域の意見を聞かずに案を絞って提案をした、また地元への説明も不十分であったことも問題であったと思います。

昨年12月から、急激な児童・生徒数の減少を理由として、規模適正化配置等検証委員会が開かれ、3月に提言が行われました。それに基づいた新しい基本方針が出されましたが、その主な内容は中学校の小規模校解消を優先させるというものでした。そうした基本方針に沿った形で、今、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会が始まっているわけであり

ます。そこでまず、小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会での学校規模適正化と老朽化対策の検討状況についてお尋ねをいたします。

また、検討協議会の進め方や検討期間等の中身の内容についても伺います。

それから、現在行われています検討協議会は、この協議を終了後、提案された新しい基本計画、いわゆる統合案について、地区協議会をつくって協議をしていくということを言われていますが、この地区協議会の内容について伺います。

そして、現在3回まで行っていますこの検討協議会の中では、学校校舎老朽化問題も協議することになっていますが、なかなかその後の老朽化問題についての協議が進んでいないように見えます。この老朽化対策について具体的にどのように協議をして実現していくのかについてお尋ねいたします。

そして、これまでも言っていますが、仮に学校の統廃合をするにしても、当然それまでの時間はありますし、あと愛西市全体としても各小学校の児童・生徒数は減少しています。そうした市全体の課題として、いわゆる児童・生徒の減少の中での学校支援の在り方はどういうふう

に考えてみえるのかについてお尋ねいたします。

次に、2番目の病児・病後児保育の改善についてお尋ねをいたします。

病児保育は、医療関係併設型など、医師が常駐している施設などで病気の急性期に当たる子供を一時的に預かるものです。

また、病後児保育は、病気やけがなどが急性期を経過するなど安定した以降の回復期にあるお子さんを一時的に預かる事業であり、看護師等がいる保育所併設施設等で預かるものというふう

にされています。

愛西市では、病児・病後児保育をファミリー・サポート・センターに委託しております。ファミリー・サポート・センターが事業を行っていくことそのものに問題があるわけではありま

せんが、市民から、ほかの自治体では病院や保育園等で病児・病後児保育を行っている。そうしたところでは医師や看護師などがいるので安心できるので、愛西市でもやらないのかという声がありました。

そこで、市に対してお尋ねをいたしますが、愛西市の病児・病後児保育の現況と課題について、また他自治体で行われているような保育園や医療機関等での保育も検討する必要があるのではないかと思うので、その点についての見解をお尋ねいたします。

以上で最初の質問を終わります。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、私のほうからは小・中学校適正規模等及び老朽化対策検討協議会での学校規模適正化と老朽化対策の検討状況について御答弁いたします。

第1回の検討協議会を7月21日に開催し、協議会設置の目的やこれまでの経緯についての説明及び本協議会における協議内容の公表方法や新たな小・中学校適正規模等基本計画の案の提案後に地区ごとに検討を深めていくことについて協議し、承認をいただきました。

第2回の検討協議会を8月4日に開催し、まず学校規模等の適正化を進め、その内容に合わせて老朽化対策や地域施設としての役割を検討する方法について承認をいただき、隣接中学校を統合したパターンの学校規模、生徒数、クラス数についての資料の検討を始めていただきました。

第3回の検討協議会を8月18日に開催し、中学校における統合として7通りの組合せから優先して取り組むべき2つの組合せを選択し、通学方法や距離、老朽化や地域施設としての役割を含めた施設の現状について、次回以降検討を進めることとなっています。

次に、検討協議会の進め方、検討期間でございますが、愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会では、学校規模及び配置の適正化に関する具体的な考え方と適正化に向けた具体的な計画、そして愛西市小・中学校施設の老朽化対策に関する提言書に示された市内小・中学校の学校施設の改築、改修等に関する具体的な方策等について、検討協議を進めることとしています。

8月までに3回の協議会を開催し、今後9月中に3回の協議会の開催を予定しており、9月末をめどに新たな小・中学校適正規模等基本計画の案を提案していただきたいと考えております。

次に3つ目、地区協議会の内容でございますが、今後設置を予定している地区検討協議会では、愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会から提案された新たな小・中学校適正規模等基本計画の案を各地区で詳細に検討していただき、内容の確認や必要に応じた新たな小・中学校適正規模等基本計画の案の修正などについても、各地区で進めていただきたいと考えております。

続きまして4点目、老朽化対策の具体化でございますが、愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会の中で、中学校の適正規模・適正配置を進めながら、それに関連する学校の老朽化対策の検討も進めています。

続きまして、児童・生徒減少の中での学校支援の在り方でございますが、児童・生徒の減少により、学校規模が小規模となることで生じる課題に対しては、教育の水準を確保するための施策を可能な限り講じております。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、病児・病後児保育について御答弁させていただきます。

1つ目の愛西市の病児・病後児保育の状況と課題についてです。

愛西市におきましては、平成20年度からファミリー・サポート・センター事業をNPO法人に委託しております。平成21年度より、近隣市に先駆けてファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児保育を実施しております。実績としましては、令和元年度は18日間で利用者6人、令和2年度は2日間で利用者2人、令和3年度は7日間で利用者5人となっております。

現在、市内の保育園等で病児・病後児保育を実施しているところは、公立、民間ともございません。課題といたしましては、保育士や看護師などの人材の確保であると考えております。

なお、事業を受託していただいているNPO法人は、稲沢市、津島市からも同事業を受託しております。

続きまして、他自治体で行われているような保育園や医療機関での保育を検討する必要があるのはについてです。

愛西市、津島市、稲沢市、弥富市では、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児保育を実施しています。そのほか、津島市では認定こども園1か所、またあま市では医療機関2か所で実施されています。

本市では、病児・病後児保育についてはファミリー・サポート・センター事業に依頼会員として登録しておくことですぐに対応可能であるため、引き続きファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児保育を実施してまいります。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきたくと思います。

まず、学校の統廃合及び老朽化対策について再質問を行います。

検討協議会の進め方、検討期間に関しては9月中で終わって、方針の計画を出していくということが答弁をされましたが、今3回目のところで、7案のうちから選択した2案についてこれから検討していくんだという話でありました。

その点について、具体的な課題の検討を今後どういうふうに行っていくのかについて、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

2案についての具体的な課題の検討でございますが、愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会では、中学校における統合として7通りの組合せから優先して取り組むべき2つの組合せを選択し、通学方法や距離、老朽化や地域施設としての役割を含めた学校施設の現状について今後検討を進めることとなっております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

最初の答弁でもそういうふうに答えていましたので、具体的に今後どういうふうに進めていくかをお尋ねいたしたわけですが、その点についてはどういうふうに、この後3回の中でどのように進められるのでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

先ほども申しあげましたように、中学校を優先して考えていくということで、中学校の統合案を具体的に検討していくということでございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

委員の方々が実際に例えば通学のあれを検証、実地的に見ていくとか、そうしたことは取り組まないのですかということです。

○教育部長（三輪進一郎君）

学校施設の見学につきましては、委員のほうからも申出があり、現在行っているところでございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

それでは、あと、今の検討協議会というのは2か月という非常に短い期間で行われるということでもありますけれども、この検討協議会における協議内容についても、実際住民の皆さんにはほとんど知らされていない状況ではないのでしょうか。実際ホームページ等を見ましても、1回目の議事録は載っていますけれども、2回目、3回目はまだ資料しか載っていない状況でもあります。実際、具体的に広報とかも行われていませんが、その点についてどのように考えますか。

○教育部長（三輪進一郎君）

検討協議会で用意いたしました資料は、会議終了後ホームページへ掲載しております。

また、会議録につきましては、理事会での会議で委員全員の承認をいただいております、ホームページへ掲載し、協議会の進捗状況や検討内容を市民の皆様へお伝えしている状況でございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

一応ホームページに載せているということは分かるんですが、ただそれだけで、本当に今回の検討協議会の進め方や中身について市民の皆さんに知らせていく積極的な対応というのが行われていないように思うんですけれども、これではまた突然出てきたという話にもなりかねないんですが、そういう点での広報とか内容を積極的に知らせていくような対応は取らないんですか。

○教育部長（三輪進一郎君）

地域の子供や保護者、将来の保護者の方への周知でございますが、先ほども申しあげましたように、ホームページ等で会議資料も掲載しておりますし、会議議事録につきましては、委員の方の承認をいただいております理事会での承認後、ホームページに掲載するという形を取っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○5番（真野和久君）

あくまでもホームページだけでという答弁ですけれども、やはりちゃんと知らせていくということが一番基本的な考え方だと思いますので、そこはやはりしっかりと行っていくべきだというのを強く望みたいと思います。

それから、8月18日の検討協議会では、委員から統合しないほうがいいという意見もありました。先ほども今も言いましたけれども、協議内容や周囲への周知、それから統合の対象になる地域の子供の保護者や将来の保護者の意見など、しっかりと聞くべきということでもあります。

その点でやはり、例えばアンケートを行うなど、あるいは聞き取り調査を行うなど、そうした地元の意見をしっかりと聞いていく、聞きながら協議をしていくという考え方はないのでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

地域の子供さんや保護者、将来の保護者の意見をしっかりと聞くべきではないかという御質問でございますが、第1回の検討協議会の中で、地区での合意を図るため、各地区での検討協議会の設置が必要であるとの御意見をいただき、地区検討協議会の設置について委員の皆様より御承認をいただきましたので、今議会で補正予算を計上しているところでございます。

また、アンケートなどは行わないのかということでございますが、アンケートの実施の予定はございません。以上でございます。

○5番（真野和久君）

今回の検討協議会、あと3回の中で、1つはこの適正化、いわゆる統廃合について議論をしていくという話になっていますけれども、そして今の答弁のように具体的な問題があれば全部地区協議会に話し合ってもらおうというふうでは、それではやはり、また今回も地域の皆さんは本当に納得できるのかというふうにはならないと思うんですね。やっぱり今ある協議会でしっかりとそうした聞き取りをしながらまず案をつくっていくということが大事じゃないかと思うんです。そういう点で、やはり検討協議会の期間が短過ぎるのではないかと思うんですが、その点についてはどうお考えですか。

○教育部長（三輪進一郎君）

検討協議会の期間が短過ぎるのではないかという御質問ですが、愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会における検討結果を基に地域における検討の場を設けることを予定しており、その場で協議いただく内容を早期にお願いするため、検討協議会の期間を9月までとしております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

検討協議会そのものの中で、あと3回の中でまとまらなかった場合は延長するようなことも今考えられるのでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

地区協議会でまとまらない場合とか、そういった場合におきましては……。

○5番（真野和久君）

いやいや、検討協議会。

○教育部長（三輪進一郎君）

検討協議会が反対とかそういう……。

○5番（真野和久君）

今やっている検討協議会が6回で終わらない場合に延長する気はありますかと聞いています。

○教育部長（三輪進一郎君）

6回のうちに終わるよう努めたいと思っております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

じゃあ次の、地区協議会の内容についてお尋ねします。

地区協議会を設置して、先ほどのように検討協議会での提案を検討してもらおうんだという話が最初の答弁でありましたけれども、この地区協議会、今回の補正予算にも出ていますが、地区協議会の詳細についてお尋ねをしたいと思います。

その協議会の立て方、地域の範囲とかその立て方、それから協議の内容、進め方、委員の数、それから会議の開催方法とか、そのおおよその期間、またその地区協議会には老朽化対策も含まれるのかということも含めてお尋ねします。

○教育部長（三輪進一郎君）

愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策地区検討協議会につきましては、委員として有識者、保護者の代表者、自治会の代表者、学校評議員による構成を予定しております。

現在の検討協議会で新たに策定された小・中学校適正規模等基本計画の案に示された市内小・中学校の適正化に向けた具体的な計画について協議していただきます。

対象地区でございますが、市内4地区、各地区において10名から12名程度の委員を予定しております。

今年度中の取りまとめを目指して進める予定でございます。

老朽化対策に対する具体的な対応内容については、地区協議会での検討の予定はございません。以上でございます。

○5番（真野和久君）

今、地区協議会について各地区で10名から12名の委員を選んでやるという話でありました。これはいわゆる対象の中学校区ということではなくて、それぞれいわゆる旧4町村、それぞれの地区で協議会を立てて、それで関係のある適正化統廃合について議論をしていくということですか。

○教育部長（三輪進一郎君）

4地区と申しあげましたのは、佐屋地区、立田地区、八開地区、佐織地区の4地区でございます。

○5番（真野和久君）

いわゆる統廃合の対象となっていない中学校区の方も委員として入るということですか。

○教育部長（三輪進一郎君）



今回は全市を俯瞰して検討をしていただいておりますので、統合、統合しない関係なく、愛西市全域で検討していくという意味で、4地区で検討協議していただく予定でございます。

**○5番（真野和久君）**

そうなってくると、いわゆる地域的な考え方について、非常に微妙に曖昧になってくる可能性があると思うんですが、その点については非常に問題があると思います。

やはり統合の対象になってくるような中学ごとに対象にするとか、もう少し絞ってやらないと、地域の考えや意見というのが十分反映されないのではないのでしょうか。

あと、地域説明会などを実施する考えはありますか。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

今のところ中学校ごとの検討協議というのは考えておりません。

あとは地区での説明会につきましては、地区検討協議会の委員を中心に協議に参加する地域の委員の皆様方が主体となって、学校規模適正化のための取組内容について地域で説明していく場を設けることを考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

地区への地域説明会を地域の協議会に任せるということになってくると、協議会がある意味誘導してやっていくというところで、非常に課題があるのではないかというふうに思われます。

あと、老朽化対策について、先ほど御答弁の中でもいわゆる統廃合の対象になっているような部分についての議論という話は答弁がありましたが、当然愛西市の小・中学校の施設老朽化対策に対する提言書の中でも、いわゆる市内のほとんどの学校は対象となっておりますが、そうした、いわゆる統廃合以外の対象となっていないような学校施設の老朽化対策の検討というのも行うのでしょうか。それも9月に出せるのでしょうか。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

学校規模の適正化と学校施設の老朽化を併せて検討し、必要な対策について協議をいたします。具体的な改修年度などについては、今回の協議会結果を基に、今後個別施設計画などに反映することを考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

もう一度確認ですけれども、統廃合の対象となっていない学校についての検討をするんですかと。その辺についてはどうですか。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

具体的な改修年度などについては、今回の検討協議会を基に今後の個別計画に反映するというところでございます。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

一応検討して反映させるということですね。

あと、先ほども言いましたけれども、児童・生徒減少の中での学校支援の在り方については、当然今後の愛西市の中で児童・生徒数の減少のたびに統廃合をしていくというのは無理がある

と思います。その辺についてはどういうふうに考えていますか。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会では、今後の児童・生徒数の推移の推計を基に将来の学校の在り方を検討してまいります。今後、様々な要因で推計した状況に変化が生じた場合には、適宜小・中学校適正規模等基本計画の見直しが必要となると考えられます。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

しつこいようですけれども、計画の見直しで統廃合をどんどん進めていってもしようがないので、それだけでは問題を根本的に解決しません。やはり児童・生徒の確保や、そのための、それも含めた特徴や魅力のある教育を実施するなど、そうしたようなことをやはり教育委員会として検討する必要があるんじゃないでしょうか。

そういう課題への対策とか、今後の具体的な方向とか、そうしたものは話し合っていないんでしょうか。考えているんですか。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

少子化に伴う児童・生徒数の減少は、非常に大きな問題として捉えております。

市内の各学校がそれぞれ工夫し、魅力ある学校づくりに取り組んでおりますが、児童・生徒の発達段階に応じた指導や特色ある教育活動などを実践できる環境を整えることについても重要であり、そのためにも学校規模の適正化に取り組む必要があります。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

ある意味、魅力ある教育についても学校任せで、統廃合だけは愛西市教育委員会でやっていくような、そうした考え方はやはり大きな問題があると思いますので、その点はもう一度しっかりと教育委員会の中でも、愛西市の教育をどうするのか検討していただきたいというふうに思います。

それでは、2点目の病児・病後児保育の改善について、ちょっと時間もありませんが、時間の限り質問していきます。

愛西市としては、ファミリー・サポート・センターが以前から非常にかなりしっかりとサポートしているわけでありましてけれども、やはり保育園や医療機関での管理が必要ではあるというふうに考えています。

当然現状の中ではなかなかニーズというか利用者もまだまだ少ない中で、そういったことを具体的に考えられないのかもしれませんが、例えば佐屋の中央保育園など、市の拠点となるような保育園で病児・病後児保育を実施する考えについてはないのでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

現在、ファミリー・サポート・センター事業において実施しているため、保育園で実施することは考えておりません。以上です。

**○5番（真野和久君）**

それとあと、市内の医療機関等にお問い合わせするような、そうした考え方はありませんか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

医療機関におきましても、新たな開業などの相談の機会がございましたら病児・病後児保育の紹介をしていきたいと考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

あと、現在のファミリーサポート事業の病児・病後児保育について、サポート会員さんに対する研修の内容とか、あとまた医療機関、そういった病児・病後児保育をする場合の医療機関との連携等についてはどういう状況になっているか教えてください。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

令和3年度の提供会員に対する研修は、子供の身近な病気やその対応方法などをテーマに6日間コースを年2回実施しております。また、医療機関と連携している小児科医から病児・病後児の預りの可否や預り中の体調などのアドバイスを受けながら実施しております。以上です。

○5番（真野和久君）

当然そうした対応をしながらやっていると思いますけれども、やはりそうした専門的な医師や看護師などが配置されるような、そうしたこともやっていく必要があると思うんですね。

そういう点での市の基本的な考え方とか、あとニーズや、それから状況に応じてそうした保育園や病院を通じたような対応を拡大していくような考えがあるのかについて、もう一度確認したいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

病児・病後児保育の役割や必要性は十分認識しており、病児・病後児の預りにつきましては、平成21年度から近隣市に先駆けてファミリー・サポート・センター事業で実施をしております。年間の利用実績から、現在はファミリー・サポート・センター事業で十分対応ができていると考えております。今後も保護者のニーズの把握に努めてまいりたいと考えます。以上です。

○5番（真野和久君）

ほかの市町村でも、いわゆるファミリー・サポート・センターと併設しながらサービスをやっているところもありますので、ぜひそうしたことも検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。10時20分に再開いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の17番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○17番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、带状疱疹ワクチン接種に助成をと、放課後児童クラブ開設時間の延長を、の2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、带状疱疹ワクチン接種に助成をについて質問をいたします。

带状疱疹とは、多くの人が子供のときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こる皮膚の病気のことです。水ぼうそうが治った後も日本人成人の90%以上は、このウイルスが体内に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが再び活性化し、带状疱疹を発症する可能性があります。

症状には、皮膚にぴりぴりと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほどの激しい場合がありますが、多くの場合は皮膚症状が治ると痛みも消えます。しかし、皮膚の症状だけではなく、神経にも炎症を起こし、皮膚の損傷がひどいと皮膚の症状が治った後も痛みが続くことがあります。

また、带状疱疹が現れるところによって、頭部から顔面に症状が現れることもあり、角膜炎や顔面神経麻痺、耳の神経への影響から耳鳴り、難聴、目まいなどの合併症を引き起こすことがあります。重症化すると視力低下や失明に至ることがあります。

このように、带状疱疹は様々な合併症を引き起こすことが知られていますが、できるだけ早く治療を行うことによって予後を改善できるので、早めの受診が大切になります。

50歳代から発症率が高くなり、糖尿病やがんなどの免疫力が低下する病気が原因となることもあります。

带状疱疹の治療は、原因となっているウイルスを抑える抗ウイルス薬と痛みに対する痛み止めが中心となります。

带状疱疹の痛みは、発疹とともに現れる痛みと、その神経が損傷されることにより長く続く痛みに分けられ、それぞれに合った痛み止めが使われ、带状疱疹に対して塗り薬、軟膏が使われることもあります。

抗ウイルス薬の塗り薬には、皮膚の表面でウイルスが増えるのを抑える効果が期待でき、抗ウイルス薬の塗り薬はごく軽症の場合や、既にウイルスの活性化が抑えられている場合に使われます。

また、痛み止めとして患部の炎症や痛みを抑えるための鎮痛剤、局所麻酔薬などによってできた皮膚の傷に対する薬、抗菌薬などの塗り薬が使われることがあります。

带状疱疹は、免疫力の低下が原因で発症しますので、带状疱疹にならないためには、食事のバランスに気をつける、睡眠をきちんと取る、日頃から体調管理を心がけることが大切になります。

50歳以上の人は、ワクチンを接種することによって带状疱疹を予防することができます。子供のときに水痘、带状疱疹ウイルスに感染した人は、このウイルスに対する免疫を持っていますが、免疫は年齢とともに弱まり、带状疱疹を発症してしまうリスクが高くなる傾向があります。

また、1度带状疱疹になった人でも、体の免疫力が低下すると再びなる可能性があります。ワク

チンを接種して免疫の強化を図ろうというのが帯状疱疹の予防接種です。

ワクチンの接種は、帯状疱疹を発症しないための選択肢の1つになり、最近では帯状疱疹ワクチン接種を推奨するテレビのCMがあったり、かかりつけ病院による周知により、少しずつ帯状疱疹はワクチン接種で予防することができるという認知度が高まりつつありますが、帯状疱疹予防接種は保険適用がなく、自費となり高額なので、なかなか進んでいないのが現状です。早めの帯状疱疹ワクチン接種は、医療費削減や健康寿命の延伸にもつながります。

現在、3,000円程度の助成をしている自治体もあり、稲沢市でも令和4年7月から帯状疱疹の任意予防接種を受ける方を対象に、接種費用の一部を助成することになりました。

50歳以上の人は、ワクチンを接種することによって帯状疱疹を予防することができますが、本市における50歳以上の方は何人いるのか、また帯状疱疹の患者の実態を把握しているのかをお尋ねいたします。

次に、放課後児童クラブ開設時間の延長をについて質問をいたします。

放課後児童クラブとは、児童福祉法における放課後児童健全育成事業の通称で、主に保護者が共働き家庭等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に預かり、適切な遊びと生活を提供して健全育成を図るもので、専門の職員、放課後児童支援員等が従事しています。

女性の社会進出、就業体系の多様化、核家族化、地域のつながりの希薄化等が進み、これからの時代では放課後児童クラブのよりよい量的拡充、質的拡充が求められるようになりました。今では国の政策課題にもなっており、2015年4月から本格的に実施されている子ども・子育て支援新制度により放課後児童クラブの制度も大きく変わりました。開設時間の延長を推進するため、国の補助は平日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する放課後児童クラブ、長期休業、休暇等は1日8時間を超えて開設するクラブに対し、通常の運営補助に加え、延長時間に応じて加算がされています。

放課後児童クラブの利用負担については、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるとされており、利用料徴収を実施している市町村数は約9割で、放課後児童クラブに関わる利用者負担については、月額4,000円から6,000円に最も多く分布しています。ある自治体では、18時30分を超えて開設すると、1施設当たり156万円が上乗せされる国の予算を利用しています。

この事業は、延長する場合に非常勤職員を配置する費用にするとの考えで、いわゆる小1の壁をなくすためのもので、この額は国と県と市が3分の1を負担するので、もし18時30分を超えて開設するのであれば、1施設当たり104万円が市に入るものだそうです。その内容は、従事する者を配置する非常勤職員の1名分か、地域の中核的な放課後児童クラブに常勤職員1名をそれぞれ配置するために必要な経費の補助を行うというものです。厚労省が予算拡充を考えているならば、放課後児童クラブの時間延長はやるべきではないでしょうか。

愛西市では、放課後児童クラブにおいては授業終了後などに家庭において保護を受けることができない小学校在籍児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ること

を目的とし、対象児童は、保護者が就労や疾病、病人の看護などにより、昼間家庭において適切な養育を受けることができない愛西市在住の小学校1年生から6年生までの児童を対象としています。

そこでまず、愛西市の放課後児童クラブの数と開設時間、そして利用負担についてをお尋ねいたします。

以上、一括質問といたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、带状疱疹について、御答弁させていただきます。

本市における50歳以上の人口ですが、令和4年4月1日現在で3万1,053人です。

次に、带状疱疹の患者の実態は把握しているかについてです。

実数は把握しておりませんが、国立感染症研究所の報告書によりますと、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

続きまして、2項目めの放課後児童クラブについてです。

本市の放課後児童クラブ数と開設時間について。

放課後児童クラブの数は、公設の児童館、子育て支援センターに直営1か所、指定管理11か所、合わせて12か所あり、また民間にも4か所あり、合計16か所となります。

開設時間は、平日は下校時から午後6時30分まで、土曜日や夏休みなど小学校の休業日は午前7時30分から午後6時30分までとなります。なお、民間児童クラブのうち1か所で午後7時30分頃までの延長に対応しています。

次に、利用者負担についてです。

児童クラブ利用料は市町村ごとに金額が異なりますが、愛西市の金額は月額6,000円、8月のみ月額9,000円となります。

また、夏休みなど、小学校が長期休業日の期間のみを利用する場合は、夏休み1万2,000円、冬休み、春休みは3,000円となります。

なお、市内の民間児童クラブについては、公設に準じて同等の利用料となっています。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

それでは、带状疱疹ワクチン接種の助成について、まず再質問させていただきます。

本市における50歳以上の人口は、今、令和4年4月1日現在で3万1,053人もいて、80歳までに3人に1人が発症するということでしたので、带状疱疹ワクチン接種で予防できることをしっかりと市民の方に周知することが必要だと思いますけれども、本市の考えをお尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

国立感染症研究所の報告によりますと、ワクチンを接種することで、免疫力を高め、带状疱疹の発症を予防することができます。たとえ発症したとしても軽症で済み、带状疱疹後神経痛

といった後遺症の予防にも効果が期待できます。既にかかれたことがある方にも、再発予防に効果的です。

周知につきましては、国のテレビCMによる啓発や、厚生労働省のホームページで情報収集ができることを案内してまいりたいと考えます。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

带状疱疹ワクチン接種をしっかりと周知するという事で答弁いただきました。何らかの形で早めの周知をお願いしたいと思います。

それでは、名古屋市と稲沢市の带状疱疹ワクチン接種の助成について、状況をお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

ワクチンには、特性の違いから不活化ワクチンの2回接種型と、生ワクチンの1回接種型の2種類があり、どちらか一方を選択することになります。

名古屋市の場合、不活化ワクチンには1回当たり1万800円を2回、生ワクチンには4,200円を1回助成しています。いずれも50歳以上の方が対象で、令和3年度実績では不活化ワクチンは9,021人の方に、生ワクチンは5,601人の方に助成したとのことです。

稲沢市の場合も同様に、50歳以上の方を対象にしていますが、いずれのワクチンも1回のみ、一律5,000円の助成とのことです。

なお、稲沢市は令和4年7月から実施しておりまして、7月は155人の方に助成、8月分はまだ集計ができていないとのことです。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

それでは、ワクチンには不活化ワクチンの2回の接種型と生ワクチンの1回の接種型の2種類があるということで、どちらか一方を選択することが分かりました。

名古屋市の場合は、不活化ワクチンには1万800円を2回、生ワクチンには4,200円を1回助成。いずれも50歳以上の方が対象になっています。令和3年度の実績では、不活性化ワクチンは9,021人の方に、生ワクチンは5,601人の方に助成。稲沢市の場合も同様に、50歳以上の方を対象に、こちらはいずれのワクチンも1回のみで、2回接種した場合であっても一律5,000円の助成ということでした。

ワクチンには2種類あるとのことでしたが、それでは、そのワクチンは何が違うのかをお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

国立感染症研究所の報告書及び厚生労働省の厚生科学審議会の報告書によりますと、主には発症の抑制効果、接種の方法、回数、効果の持続年数、接種できない場合の有無、接種の費用、副反応の症状などが上げられます。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

それでは、今お聞きした6つの違いについて、順番にお尋ねをしたいと思います。

まず発症の抑制効果の違いについてお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

生ワクチンが51.3%であるのに対し、不活化ワクチンは50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%とされています。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

今の答弁で、生ワクチンのほうは約半分、51.3%であるのに対して、不活性化ワクチンは50歳以上で97.2%と非常に高く、70歳以上ではそれでも89.8%ということで、不活化ワクチンのほうが効果があるということが分かりました。

それでは、帯状ワクチン接種の方法と回数についてお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

生ワクチンが皮下注射を1回、不活化ワクチンは筋肉注射が2回で、間隔を2か月空けての接種となります。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

生ワクチンは皮下注射1回に対して、不活性化ワクチンは筋肉注射のほうで2回接種が必要ということでした。

では次に、接種の持続年数についてお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

生ワクチンがおおむね5年程度であるのに対し、不活化ワクチンはおおむね9年程度の持続が見込まれております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

生ワクチンはおおむね5年程度、不活化ワクチンはおおむね9年程度の持続性があるということで、不活化ワクチンのほうが持続性はあるということが分かりました。

では次に、接種できない場合の有無についてをお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

生ワクチンは免疫低下した方のほか、抗がん剤、抗リウマチ剤、免疫抑制剤治療中の方やステロイド内服中の方には接種ができません。なお、不活化ワクチンは、今述べた治療中の方も含め、全ての方に接種ができます。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

生ワクチンは免疫低下した方のほか、抗がん剤、抗リウマチ剤、免疫抑制剤治療中の方やステロイド内服中の方は接種ができない、限定されていて、不活化ワクチンは全ての方が接種できることが分かりました。

それでは、接種の費用について、次はお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

生ワクチンは7,000円から1万円程度、不活化ワクチンが1回につき2万円から2万5,000円程度ですので、2回で4万円から5万円程度必要になります。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

生ワクチンは7,000円から1万円程度で、不活性化ワクチンは2回で4万から5万かかると



いう、ちょっと高額になります。

それでは最後に、副反応の症状についてお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

生ワクチンは接種部位の痛み、腫れ、赤み程度ですが、不活化ワクチンは同様の痛み、腫れ、赤み以外に、頭痛、筋肉痛、倦怠感が見られます。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

生ワクチンは接種部位の痛みや腫れ、赤み程度だけに対して、不活化ワクチンは同様に痛みに加えて、腫れや赤み以外に頭痛や筋肉痛、倦怠感などの症状があるので、ちょっと選択としては今回のコロナのワクチンと同じで悩ましいところではございますけれども、いずれにしても自分に合ったワクチンを接種することが大切になってきます。

それでは、仮に名古屋市の昨年度のワクチンの接種助成実績を愛西市で案分するとどれぐらいの人数で、金額は幾ら必要になるかをお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

7月1日現在の名古屋市の人口が232万6,500人ほど、愛西市が同じく6万1,700人ほどですので、案分割合としては2.65%になります。

不活化ワクチンが名古屋市の9,021人に対して、愛西市は239人、金額は239人掛ける1万800円掛ける2回で516万2,400円、生ワクチンが名古屋市の5,601人に対して、愛西市が148人、金額は148人掛ける4,200円で62万1,600円、2つのワクチン合計で578万4,000円となります。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

今の答弁で、やはり不活化ワクチンの接種のほうがかなり多いということが分かりました。

名古屋市の昨年度のワクチン接種助成実績を愛西市で案分すると、不活化ワクチンが愛西市は239人、金額が516万2,400円、生ワクチンは愛西市が148人、金額が62万1,600円。2つのワクチンの合計で578万4,000円だけ必要だということが分かりましたけど。

厚生科学審議会では、带状疱疹ワクチンは定期接種化を検討中で、助成する自治体が今増加傾向にあります。本市でも带状疱疹ワクチンの接種費用を助成する考えはないか、最後にお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

国あるいは県による補助事業になれば、本市も近隣市町村の動向を見極めながら実施について検討したいと思います。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

重症化の防止を含めて、今後の高齢化時代を考えますと、費用面でも何らかの対策の必要があるかと考えます。

人生100年時代に向けた健康寿命の促進のためにも、ワクチン接種を選択できる環境をしっかりと整えていただきたいというふうに思います。

対象年齢や費用対効果なども、先進事業の例を調査していただいて、愛西市でも独自の助成

制度を採用していただけることを要望いたします。

それでは次の、放課後児童クラブ開設時間延長について、再質問をさせていただきます。

本市の放課後児童クラブの数は、公設の児童館、子育て支援センター直営が1か所、指定管理が11か所で合わせて12か所あって、民間で4か所、計16か所ある。開設時間は平日下校時から午後は6時30分まで、土曜や夏休みや小学校の休業日は午前7時半から午後6時半まで、民間児童クラブのうち1か所で午後7時半までの延長に対応はしているとのこと。

利用負担について、児童クラブの利用額は月額6,000円で、8月のみ8,000円、夏休みなど小学校が長期休業日の期間のみ利用する場合は、夏休みは1万2,000円、冬・春休みは3,000円で、市内児童クラブについては公設に準じての同等の利用料ということが分かりました。

そういった意味で、では近隣自治体についてちょっと聞きたいんですけども、近隣自治体の開設時間と利用料、延長料金の状況、また近隣市の公設児童クラブの状況をお尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

近隣市の公設の児童クラブの状況につきまして、稲沢市、午前7時30分から午後7時15分まで、利用料は月額4,000円、延長料金なし。津島市、午前8時から午後7時まで、利用料は学年に応じて月額1万円から1万4,000円まで、延長料金なし。あま市、午前7時30分から午後7時まで、利用料は月額5,000円、延長料金1日100円。弥富市、午前8時から午後6時30分まで、利用料は月額5,000円、延長料金なし。また、皆間の児童クラブは近隣4市のうち、稲沢市、あま市、弥富市の3市にあり、稲沢市とあま市は時間、利用料ともに公設と同等になっており、弥富市では公設より時間は長く、利用料は公設よりも高く設定されております。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

近隣の自治体においても、大体似たような料金、津島市だけは少し所得に応じてということが高かったようではありますが、近隣自治体では稲沢市などで7時半から午後7時15分まで、延長料金はないということで、津島市も午前8時から午後7時まで、利用料は所得に応じて、延長料金はない。あま市は午前7時半から午後7時までということで、延長料金はここは1日100円ということでした。弥富市は8時から午後6時半までということで、愛西市と同じということでございます。延長料金はありません。

ということで、近隣自治体でも開設時間や利用料金、延長料金の有無に違いはありましたけれども、開設時間については弥富市を除いて終わりが午後7時まで開設している状況であります。

そこで、本市の保護者の方から、時間延長の要望はないのかお尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

令和3年度以降で3件の御要望がございました。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

要望があった件数は3件あったということでしたが、要望がなかった保護者の方でも、ない

ので仕方がないと諦めている場合があるということも聞いております。延長があれば助かるという意見も多々聞いております。

もし時間延長する場合は手続等で、本市のやらなければいけないことは何ですか。お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

条例改正や予算手続、事業者への説明、職員配置に伴う増員、利用料の改定の検討及び利用者への周知等と考えております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

時間延長する場合は、条例改正や予算の手続や事業者への説明、職員配置に伴う増員や利用料の改定の検討など、利用者への周知等もやらなければいけないという、たくさんあることが分かりました。

では、それを実施するまでにはどのぐらいの期間が必要なんですか。お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

市や事業者の準備等を含め、1年ほどは要するかと考えております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

本当ですか。かなり時間がかかるということが分かりました。

要は、時間延長が今できた場合でも1年ほど要するというので、時間を午後7時まで延長すると人件費もまた必要になってくると思いますけれども、それでは人件費としてはどのぐらい必要と考えますか。お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

時間を30分間延長することで、その間1施設当たり職員2名の配置が必要になります。その場合の人件費として、公設と民間の16施設で約530万円を見込みます。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

時間延長は、私は必要だと思いますけれども、では本市の考えをお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

子育て世代の労働時間の長時間化や女性の就業率の増加など、働き方の変化に伴う対応や、子供に与える生活リズムへの影響等があると認識しております。子育てを地域や社会全体で支えながら、引き続き子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めていきたいと考えております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

ありがとうございました。

それでは、このことについては市長の考えもお伺いをしたいと思います。よろしく願います。

**○市長（日永貴章君）**

それでは私から御答弁させていただきます。

児童クラブの時間延長につきましては、利用される方々の生活スタイルも変わってきており

まして、大変重要であり、また今後いろいろなニーズが高まってくるというふうに予想しております。市といたしましては、子育て世代から支持されるまちの実現を目指し、検討が必要なことだというふうに認識をしております。

利用時間の延長につきましては、受入れ側の職員体制等も今後も検討していただかなければならないという事柄もありますので、今後、関係機関とも調整をしながら検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○17番（高松幸雄君）

前向きな答弁ありがとうございました。

今回は、偶然にも市民の方から放課後児童クラブの終了時間延長に対する陳情書が届いておりました。健康子ども部長からも御回答がありましたけれども、子育て世代の労働時間の長時間化や女性の就業率の増加など、働き方の変化に伴う対応や子供に与える生活リズムへの影響等があり、子育てを地域や社会全体で支えながら、ぜひとも引き続き子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めていただき、愛西市は子育てに優しいまち、そして女性の社会活躍を応援するまちをしっかりとアピールしていただくことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

#### ○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の10番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎誠子議員。

#### ○10番（石崎誠子君）

議長のお許しをいただきましたので、3つの項目について一般質問をさせていただきます。

先ほどの高松議員の質問と重複した内容もありますが、市民の方から託された思いがありますので、通告どおりに質問をさせていただきます。

それでは、大項目1点目、産業廃棄物処理をめぐる種々の問題について質問いたします。

人々の暮らしの中で、事業活動を行えば産業廃棄物が出ます。その事業活動を継続するためには、廃棄物処理が必須となります。そのため、人の体の動脈と静脈に例え、生産活動を動脈産業、廃棄物処理を静脈産業と言われるほど、大変重要なものであると理解しております。

しかしながら、廃棄物処理施設等の設置については、周辺住民の生活環境に大きく関わることから、全国の自治体において、その設置をめぐり、事業計画者と関係住民の間で紛争に発展した事例もあります。こうした産業廃棄物処理をめぐる種々の問題については、愛西市も例外ではありません。

現在、大井町に民間事業者が産業廃棄物積替え保管場所を設置する計画があり、近くの住民の方々は住宅地に隣接していることから、産業廃棄物の積卸し、選別、保管などにより、騒音、振動、粉じん、悪臭が発生することを大変懸念されております。また、廃蛍光灯も保管されることから、水銀による影響を恐怖に感じておられます。

このようなことも踏まえ、産業廃棄物処理に対する市の関わり及びその対応について質問させていただきます。

初めに、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、種々の規制が定められておりますが、法律の中で、国・県・市の役割はどのようになっているのかお聞かせください。

次に、愛西市内で民間事業者などが新たに開発行為や産業廃棄物処理施設等の設置を計画されたとき、市民の方々に事前に周知することを定めた条例が2つあるかと思えます。そこで、その2つがどのような条例なのか分かりやすく御説明ください。

次に、大井町で計画されている産業廃棄物処理施設等については、愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例が適用されると思えますが、この条例の策定経緯と条例に基づく手続を分かりやすくお聞かせください。

次に、大項目2点目、くらしをつなぐ～交通弱者対策は～について質問いたします。

令和3年12月議会において、私は移動支援、買物支援について一般質問いたしました。地域と介護施設が協力した買い物支援バスの取組を紹介し、地域の実情に合った移動支援、買物支援について、市民発議の取組をよりよい形でサポートしていただきたい。また、買物弱者については、高齢福祉課だけではなく、市の複数の課が関わる課題として関係部署が連携して横断的に取組を進めていただきたいとお願いいたしました。あれから半年以上経過しましたが、その後の取組状況はどのようになっているのかお聞かせください。

次に、愛西市総合計画の後期基本計画策定において市民アンケートが実施されています。その中で、これから愛西市で住み続けていくために重要だと思うことはの設問において、約半数の市民が、交通の利便性のよさが重要であると回答されていますが、その満足度は低く、特に取り組むべき施策と位置づけられています。

市の公共交通である巡回バスは、巡回バス運行検討委員会において運行に必要な事項について協議されていますが、バスの運行や停留所に関して、市民の方々から御意見、御要望をいただくことがあります。

そこで、巡回バス運行検討委員会において、各地域の利用者の声が反映されているのかなど、移動支援、買物支援に関わる市民の声の具体的な把握方法とその直近の結果についてお聞かせください。

次に、大項目3点目、いのちをつなぐ～帯状疱疹ワクチンは～について質問いたします。

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって帯状に発生し、その症状は痛くて家事ができない、痛くて仕事に集中できない、眠れないほど痛いなど地域の方々から悲痛な思いが届いています。また、最近では、医療

現場の方から、公式の統計は出ていないけど、コロナ禍の心理的ストレスによる免疫力低下で帯状疱疹の患者さんも増えているとお聞きしました。

そこで、愛西市では、帯状疱疹に関する市民からの相談件数はどのくらいあるのでしょうか。また、その相談内容についても併せてお聞かせください。

次に、帯状疱疹を予防する水痘ワクチンは、平成28年3月から50歳以上の成人に対して、帯状疱疹の予防目的で使用が認められるようになりましたが、その効果について市の見解をお聞かせください。また、現在、このワクチンは定期接種化がされておりません。接種費用は自己負担になりますが、帯状疱疹の予防対策など市から何かPRはされているのでしょうか。

以上で総括質問を終わります。順次、御答弁をよろしく願いいたします。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、産業廃棄物処理をめぐる問題について3点お答えします。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の国・県・市の役割ですが、法律において、国は産業廃棄物及び一般廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講じ、市や県に対し、技術的・広域的な見地からの調整を行うことに努めるとあります。また、県は、産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように努め、処理業や施設設置許可の権限があります。市については、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることが規定されています。したがって、役割の中では、産業廃棄物については県の事務、一般廃棄物については市の事務となります。

次に、市には周知することを定めた条例が2つあるが、それぞれの内容はどの御質問ですが、愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例は、産業廃棄物処理施設の建設計画を早い段階で地域住民に公開し、地域住民と事業者の双方が意見交換することなどの手続を経て、事業者が適正な環境保全対策を行うことにより、地域住民と事業者間で円滑に合意形成が図られるようにするための条例です。

もう一つの条例は、産業建設部長から説明いたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私から、もう一つの条例であります愛西市開発行為等の周知に関する条例の内容について御答弁をいたします。

愛西市開発行為等の周知に関する条例につきましては、平成28年4月の施行以来、1,000平方メートル以上の建築・開発行為において、住民への周知及び意見聴取を義務づけており、事業者が住民の生活環境への配慮を必要とする点で一定の成果を上げていると思っております。

このような中、近年では土地利用規制法や廃棄物規制の及ばない再生資源物や建設資材等の野天作業場への土地利用の変更が増え、周辺環境へ影響を及ぼす事例が発生しております。このため、こうした事業者が野天作業場の利用に当たり、管理責任を十分に果たさない行為を規制することを目的といたしまして、本年4月に条例の一部改正を行っております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

次に、紛争予防条例の策定経緯と条例に基づく手続はとの御質問ですが、産業廃棄物処理施設は社会的な必要性がある一方で、その設置に当たって関係住民の理解が得られないまま、その設置をめぐる事業者と関係住民の紛争に発展することもあります。

本市では、事業者が愛知県知事に設置等の手続を行う前に、関係住民に対して事業計画と生活環境の保全に対する取組を説明することで、紛争の予防を図ることを目的とし条例を制定、平成28年4月から施行しています。

手続については、まず事業者が事前協議書及び周知計画書を市に提出します。その後、事業者が説明会を開催し、その場で関係住民からの質問や意見・要望などに回答します。また、関係住民は説明会后、事業計画について意見があれば意見書を市に提出していただき、その意見書に対して、事業者は見解書を市へ提出します。

なお、最初の事前協議書、住民からの意見書、事業者からの見解書はそれぞれ縦覧することになっており、関係住民等は定められた期間と方法で閲覧が可能です。

そして、最終的に、事業者には公害などを出さないよう、発生した場合は速やかに対処するよう、また関係住民等に対しても説明や事後処理などについて真摯な対応をする旨の環境保全誓約書を市に提出していただきます。以上です。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうからは、交通弱者対策ということで、移動・買物支援の取組の関係を御答弁させていただきます。

まず、買物支援に関する事業としましては、住民主体型のサービスや訪問介護事業所のヘルパーによるサービス、社会福祉協議会が行っております買い物支援バスがございます。これらのサービスに対する周知方法が十分でない御指摘もいただいておりますので、順次工夫をしながら周知は進めております。

また、地域と介護施設が協力した買い物支援バスの試行的運行のお話もございましたが、その後、コロナの感染拡大により試行運転もストップした状況であると聞いております。本来なら、順調に進めば、他の施設への情報提供を進め、取組ができないか提案もしていく予定でございましたが、現状では止まった状態となっております。ただし、今後、試行運転に向け動き出すと聞いておりますので、順調に進んでいくことを願っております。

続きまして、全体的な移動手段の足としての高齢者福祉タクシーと巡回バスとの総合的な検討でございます。

関係部署が連携して方向性を決めていかなければなりませんので、方向性の決定はまだ先になると考えます。そこで、現状では、まず見直しができる部分から改善する方向で高齢者福祉タクシーチケットの活用について、対象者や条件も含めて検討しております。以上でございます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、私のほうからは巡回バスの関係について御答弁をさせていただきます。

巡回バスの運行検討委員会の委員には、地域の実情に精通した方、高齢者の方、女性の方、

巡回バス運行に関する知識経験を有する方のほか、公募による委員にも参画していただき、協議をお願いしているところでございます。

また、平成30年10月に八開ルートの巡回バスに市職員が乗車して、八開ルートに係るアンケートを実施し、巡回バスの使用頻度、主な目的、行き先などの把握に努めました。

なお、アンケート結果は、巡回バス運行検討委員会の協議資料として活用し、現在の八開ルートに反映いたしました。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、带状疱疹について御答弁させていただきます。

1つ目の、市民からの相談件数と相談内容についてです。

带状疱疹のワクチン接種に対する助成の有無について、本年4月以降に10件程度問合せがございます。

次に、ワクチンの効果と予防に関する周知についてです。

国立感染症研究所の報告によりますと、带状疱疹は水痘・带状疱疹ウイルスが原因で発症します。このウイルスに感染するのは子供の頃がほとんどで、そのときには水ぼうそうとして発症します。水ぼうそうが治った後はウイルスに対する免疫を保持していますが、加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下に伴い、神経節に潜んでいたウイルスが再び増殖し、発症した場合が带状疱疹です。

免疫力の低下が始まる50歳以上の方にワクチンを接種することで免疫力を高め、带状疱疹の発症を予防することができます。たとえ発症したとしても軽症で済み、带状疱疹後、神経痛といった後遺症の予防にも効果が期待できます。

本市では、現在、带状疱疹の発症予防に関する周知は特に実施しておりませんが、国のテレビCMによる啓発や厚生労働省のホームページで情報収集ができることを案内してまいりたいと考えます。以上です。

#### ○10番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁いただき、ありがとうございます。

それでは、大項目1の産業廃棄物処理の再質問に入ります。

先ほど、事前に周知する2つの条例がどのようなものかお聞かせいただきました。そのうち、本年4月から一部改正した愛西市開発行為等の周知に関する条例について、建設資材置場等への規制に関する説明がありました。産業廃棄物処理施設について、この条例により指導等を行うことはできないということだと思います。

それでは、愛西市開発行為等の周知に関する条例、今後は周知条例と言わせていただきますが、周知条例は産業廃棄物処理施設の建設に関しては意味のないものなのでしょうか。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

産業廃棄物処理施設として開発される土地の多くは、使われなくなった雑種地や宅地となっており、その理由の一つとして、開発に際し農地転用の手続が不要であり、容易に土地利用変更ができることが考えられます。



こういったことから、短期間のうちに使われなくなるおそれがある雑種地や宅地を増やさない取組も必要であるというふうに考えております。この雑種地や宅地として新たな使用を計画している一定の行為につきまして、本年4月から一部改正いたしました愛西市開発行為等の周知に関する条例では、面積に関係なく、住民への周知及び意見聴取が必要となる上に、技術基準に基づき使用計画を市が審査した上で、使用開始後も技術基準の遵守が求められております。

これにより、雑種地や宅地への農地転用等を行う事業者は、計画的に事業を行うことが可能な事業者に限定されることが想定されております。当初の計画と異なる使用に短期間のうちに変更される行為を防ぐことにつながっているというふうに考えております。以上です。

**○10番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

愛西市の周知条例が再生資源物など法規制が及ばないものをターゲットにしていること、そして産業廃棄物処理施設については直接規制する条例ではなく、無計画な宅地、雑種地への転用を防ぐことによる二次的効果を想定しているものであることは理解いたしました。

では、ここからは産業廃棄物処理施設に直接的に効果を及ぼす手法について質問していきたいと思っております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物に関して愛西市に何も権限はないと御答弁いただきましたが、市民の方々からは、産業廃棄物の処理施設等の設置を規制する愛西市条例を施行してはどうかとよく言われます。私なりに調べたところ、そのような条例を制定することは到底できないかと思っておりますが、市の見解を具体的にお聞かせください。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。その法律の規定上、設置許可基準を遵守している産業廃棄物処理施設や設置許可を要しない施設の設置を条例で規制することは、同法律の目的や効果を阻害し、法に反することになるため、市として条例制定はできないと考えます。以上です。

**○10番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

やはり産業廃棄物の処理施設等の設置を規制する条例の制定は無理ということであります。

そこで、地域住民の方々の不安解消や生活環境等を守るために市としてできることとして、愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例、今後は産廃紛争予防条例と言わせていただきますが、この産廃紛争予防条例を制定されたものと理解しております。

では、産廃紛争予防条例の施行後、相談のあった案件数と条例を適用した案件数はどのくらいあったのか教えてください。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

相談のあった件数は16件で、そのうち適用した案件は5件です。以上です。

**○10番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

実際に事業化まで進んだものが5件との御答弁でしたが、私が聞いたところによりますと、愛西市の条例より手続等が厳しい条例を制定している市では、事業化はゼロ件ということでありました。手続があり、スケジュールが読めないからなのか、その要因については今後も調べていきたいと思います。

今、申し上げた手続が厳しい条例ということで、それは総括質問で御答弁いただきました愛西市の周知条例施行規則には、市の審査、審査基準が規定されておりますが、この愛西市の産廃紛争予防条例にはありません。また、住民の方々は、市はどのような基準や手続等で判断されるのだろうかとの疑問に思われています。県内のほかの市においては、専門家による委員会を設け、そこで検討していただき、その検討結果を踏まえて、市としてどうすべきかを決めているところもあります。

そこで、愛西市の産廃紛争予防条例の第12条で、市は環境の保全の見地から必要と認めるときは調整する旨の条文がありますが、この必要かどうかの判断を専門家による委員会を新たに設置するか、あるいは既存の委員会があれば、その委員会に諮って決められてはどうかでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

専門家等を含んだ委員会の設置については、許可権者が県であり、市は施設の許可・不許可に踏み込んだ判断ができませんので、設置は考えていません。

なお、同様の条例がある他市の委員会については、運営状況を確認するなど研究していきたいと考えます。以上です。

**○10番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

ただいま研究する旨の御答弁をいただきましたので、よろしく願いいたします。

現状としては、愛西市の職員の方々が厳格に事業者の方に対応されていることについては敬意を表します。ですが、市は総代さんの連絡先を事業者さんに伝え、事業者さんが直接総代さんと接触することになっているようで、手慣れた事業者さんと、その一方で産業廃棄物の処理について見識のない総代さんもいらっしゃるかと思います。そのような二者だけで接触すると、産廃紛争予防条例の目的が第1条に書いてありますが、その産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防を図ることという目的を果たすことができないケースが多々あるのではないかと思います。

そこで、職員さんが立ち会われるとか、または調整されてはいかかかと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

条例の手続につきまして、事業者から地元総代に、ある日突然連絡が入ると驚かれると思いますので、総代へ事前の手続説明は行います。また、説明会当日は開催状況や事業計画の内容を確認するため、立会いに努めます。以上です。

**○10番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

事前の手續説明や説明会当日の立会いについて御答弁いただきました。私の質問が分かりにくかったためだと思いますが、私としては、総代さんと事業者さんの二者だけで会わないようにされてはどうかという考えでしたので、御検討していただけますとありがたいです。

最初に申し上げましたが、人々が生活する上で廃棄物処理は必須であるため、私は産業廃棄物処理を全面否定しているわけではありません。ただ、その処理施設をどこに設置するかが問題で、住宅地に隣接して設置することは理解できません。

本年7月8日、地域の幹部の方々が、地域住民の方1,195人の署名とともに陳情書を市長に手渡しました。もちろん、産業廃棄物処理業の許認可権者は愛知県知事であることも十分承知しており、同日に愛知県知事に対しても陳情書を提出しております。

そこで、国や県よりも地域住民に一番近い市として、地域住民の方々の切なる声、思いをどのように受け止め、どのように対応されるのか。例えば、許認可権者である愛知県に対して、住民の方々から陳情書が市に提出された旨を伝えるなど、具体的にお聞かせください。また、愛知県に許可申請が提出されたかなど、事業者の動向を把握されているのかお聞かせください。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

市としましては、地域住民の皆様の思いを真摯に受け止めるとともに、愛知県海部県民事務所環境保全課に出向き、陳情書の提出があった旨を報告いたしました。事業者から事前協議書が提出された場合は、陳情書の陳情理由に対する見解を説明会のときに示すよう、事業者へ伝えます。

また、事業者の動向ですが、市への事前協議書の提出はなく、県に確認したところ、8月30日現在、処理業の許可申請も出ていないとのことでした。以上です。

#### ○10番（石崎誠子君）

ありがとうございました。

既に許認可権者の愛知県に地域住民の声、思いをしっかりお伝えいただいたとのことで感謝いたします。また、愛西市に事前協議書が提出された際には、しっかりと事業者さんにお伝え願いたいと思います。

海部管内の自治体で唯一愛西市は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する条例を制定されていることは大変ありがたいことでもあります。そこで、今回、大井町の事案に直面し、最後に要望させていただきます。

本市では、条例において産業廃棄物処理を設置しようとするときは、住民には事業者からの説明を受けるとともに、意見書を提出する機会が保証され、事業者にはこれに対する見解を回答する義務があるとされています。しかしながら、双方が擦れ違ったまま設置に向けた手續が粛々と進められ、地域住民の意見が十分に配慮されない状態で施設が完成する可能性があるのではないかと地域の方々や私も懸念しております。そのような状況では、市民参加のプロセスを設ける意味がなく、紛争に発展してしまう可能性も出てくるのではないのでしょうか。同様の条例を制定されているほかの自治体では、事業計画者及び関係住民等は、求めがあったときは

環境保全協定を締結するよう努めなければならない、また求めがあったときには産業廃棄物等対策委員会を置くという項目もあります。今後を見据え、こうした事例も参考にさせていただくことを重ねて要望しておきます。

一般廃棄物であれ、産業廃棄物であれ、その処理に関わる施設は私たちの生活に欠かせないものであり、循環型社会の形成にも重要な役割を果たしているということは十分承知しております。ですが、その場所で住み続けていく住民の地域を守りたいという切実な思いがあるということも御理解いただきたいと思えます。あくまでも許認可権者は愛知県であります。現在も市職員さんには厳格に対応していただいております。どうか施設の大小に関わらず、住民の目線に立ち、住民に寄り添い、住民の生活環境を守る姿勢で今後も許認可権者の愛知県と連携し、対応していただくことを強く求めて、次の項目に移ります。

次に、大項目2点目、交通弱者対策の再質問に入ります。

移動支援、買物支援の取組に対する周知は進めていただいているとのことでありましたが、移動サービスの担い手となる運転ボランティアさんをはじめ、市民ボランティアさんが抱える活動する上での不安を解決するサポートについても、さらなる取組や情報収集を行っていただき、また地域と介護施設が協力した買い物支援バスについても順調に進むようサポートしていただきたいと思えます。

そして、巡回バス運行検討委員会につきましては、佐屋、立田、八開、佐織、4地区から選出された委員の方で、バスに関する事項を協議されておりますが、日頃私の元にも、巡回バスに関する要望が寄せられています。こうした地域の方々の思いを巡回バス運行検討委員会ではかるシステムがあればと思えます。日頃からバスのドライバーさんは、利用者の声を身近に聞いておられます。そのため、各地域の利用者さんのニーズを把握しておられますので、ぜひドライバーさんの声も反映し、改定していただくことをお願いいたします。

では、先ほど八開ルートに係るアンケートを平成30年に実施して、現在のルートに反映させたということでありましたが、巡回バス利用者をはじめとする交通弱者、また今は自家用車や自転車などで移動ができていたが、今後体力の低下や運転免許証自主返納により交通弱者となる予備軍のニーズの把握をどのように進めていくお考えかお聞かせください。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず私から、巡回バスの件について御答弁をさせていただきます。

令和3年度から、巡回バス運行検討委員会に高齢福祉課、社会福祉課、愛西市社会福祉協議会の職員も参画し、各サービスの実施状況なども考慮して協議しています。今後も巡回バスの円滑な運行や利用者の利便性の向上などを図るため、運行に係るニーズの把握方法なども含めて協議を進めてまいります。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

交通弱者のニーズ把握、高齢者の関係でございますが、第8期介護保険事業計画のアンケートで、介護認定を受けていない方の約46%が週5回以上外出しており、移動手段は自動車、徒歩、自転車となっております。また、外出を控えている方のうち、交通手段がないとの回答は

20%弱とそれほど多くないという結果になっております。第9期介護保険事業計画のアンケートの時期も来ておりますので、今後アンケート結果も参考にし、ニーズを把握していきたいと考えております。以上でございます。

**○10番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

巡回バスを利用されている地域の高齢者の方々もさらなる利便性アップを望んでおられます。近い将来、交通弱者となる予備軍の方々も含めてニーズの把握をしていただきたいと思います。

今回は高齢者の方からの声に特化した質問をいたしました。やはり市内の公共交通については、私の同世代や子育て世代をはじめ、いろいろな世代の方々から様々な御意見をいただきます。交通の利便性のよさが市民にとって住み続けたいまちの重要ポイントであるならば、巡回バス利用者のニーズ、またどのような交通手段を各世代の市民が必要としているかを把握し、高齢者や障害のある方、お子さんなども含め、あらゆる市民にとって利用しやすく、地域の実情を考慮した公共交通の構築を関係する部署が連携し、目指していただきたいと思います。ぜひとも、私も一緒に考え、その取組に協力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。今後も愛西市に住み続けたい公共交通について、満足度は高いと市民が思うような取組をぜひ進めていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

それでは、大項目3の帯状疱疹ワクチンの再質問に入ります。

先ほどの御答弁では、ワクチン接種に対する助成制度はあるのかとの問合せが市にも入っているということでありました。この水痘ワクチンは2種類あり、1回接種で済む生ワクチンが大体8,000円ぐらい、2回接種型の不活化ワクチンが1回約2万円、2回の合計で4万円ぐらいの費用がかかると聞いています。現在、接種費用は自己負担のため、予防接種したいけど、高いからできない、年金生活者にはきつい、もう諦めたという悲しい声を私も聞いています。

そこで、県内の状況を調べたところ、助成制度の内容は様々でしたが、名古屋市、刈谷市、蒲郡市、稲沢市、大府市、豊山町、飛島村の7つの自治体で接種費用の助成をされておりました。ぜひ、愛西市でも帯状疱疹予防接種費用の助成をしていただきたいと考えますが、市の見解をお聞かせください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

助成についてですが、国あるいは県による補助事業になれば、本市も近隣市町村の動向を見極めながら実施について検討したいと思います。以上でございます。

**○10番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

ワクチンは帯状疱疹の発症のみならず、発症しても軽症で済み、後遺症の予防にも効果があるとされ、予防できるワクチンがあるということを市民の皆様ぜひ知っていただき、体を動かすだけで痛い、寝返りがつらいと苦しんでおられる方が一人でも少なくなるよう、さらなる周知、啓発をお願いいたします。

そして、財政状況が厳しい中ではありますが、市独自で接種費用の負担軽減についてもぜひ

前向きに検討していただくことを重ねてお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

10番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は12時50分といたします。午後は質問順位4番から始めます。

午前11時48分 休憩

午後0時50分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の4番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、市民の声をぶれずに真っすぐ市政に届けるという立場で質問を始めます。

まず初めに、評価の分かれる安倍元首相の国葬についてと、市と旧統一教会との関係について質問いたします。

安倍元首相の国葬について、市の見解をお伺いします。

また、小学校、中学校や保育園、市の関連施設で黙祷及び半旗についての市の考えをお伺いいたします。

さらに、安倍元首相の襲撃事件を契機に、多くの批判が集まっている被害総額1,237億円にも上る霊感商法や集団結婚式を行ってきたカルト集団である旧統一教会と市の関係について確認いたします。一宮市や稲沢市と同様、市や援助団体について、旧統一教会からの寄附についてあるかどうか確認いたします。

次に、急速に感染が拡大し、収まりを見せない新型コロナウイルス感染症の第7波の中、岸田内閣の成り行き任せの政策では市民の命は守ることができません。まず、本市の第7波の感染者と、第7波の影響、感染地域、年齢などを教えていただけますでしょうか。

また、亡くなった人の数、市役所関係で市役所、学校、福祉施設などの感染状況、学校の休校や夏休みの児童館の状況なども併せて教えてください。

さらには、市内の病院の診療状況と保健所の状況も併せて確認をお願いします。

新たに感染者への連絡方法がHER-SYSというシステムになりましたが、その状況と自宅療養者に対する支援の状況も確認をお願いいたします。

最後に、ワクチンの接種状況、新型コロナウイルス感染症の状況の中でのワクチン接種状況や問題点なども併せてお願いいたします。

次に、コロナ禍の中で給食費の無償化が行われていますが、学校給食の現状として平均栄養価の充足率や地産地消メニューの回数、比率なども確認をお願いいたします。

順次、御答弁をお願いいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

初めに、安倍元首相の国葬についての市の見解を御答弁させていただきます。

安倍元首相の国葬につきましては、市の見解はありません。

次に、小・中学校や保育園、市の関係施設での黙祷についての市の考え方を御答弁させていただきます。

安倍元首相の国葬の際の黙祷につきましては、現時点で国や県からの依頼は来ておりません。なお、国や県から黙祷の依頼があった場合は、適切に判断したいと考えております。

次に、市や市の援助団体に対する旧統一教会からの関係寄附についてなんですが、旧統一教会や旧統一教会と関連があると見られる団体から市に対する寄附は確認できませんでした。また、市の援助団体に対する寄附につきましては、市では把握しておりません。以上でございます。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

私からは、新型コロナウイルス感染症の関係について御答弁させていただきます。

まず1つ目の、現在までの愛西市の感染者数と第7波の影響についてです。

まず、第7波の猛威が報道されているとおり、愛西市においても急激に感染者が増えている状況です。本年6月は1か月で220人の感染者数であったのが、7月は1,766人、8月は3,300人となっております。

市民に関する影響としましては、さきの納涼まつりの中止、あるいは防災訓練の規模縮小といったものがございます。

なお、感染地域及び年齢に関して、市では把握できません。

次に、亡くなった方の人数ですが、総合斎苑にて火葬のあった件数によりますと、累計で8月31日現在52人です。以上です。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

市役所関係の感染状況について、御答弁させていただきます。

市職員で新型コロナウイルス感染症に感染した職員数は、令和4年8月30日現在で、延べ127人です。以上です。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

学校の感染状況を申し上げます。

令和4年8月30日現在までに、教育委員会が把握した新型コロナウイルス感染症の感染者数は、児童・生徒1,020人、教職員数75人。以上でございます。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

高齢福祉課、社会福祉課の所管施設で、市に報告があった分について御答弁させていただきます。

市内、市外の所在は不明でございますが、利用者、施設職員の感染者となった報告は51施設、430人の報告がございました。以上でございます。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

次に、保育園、認定こども園関係、放課後児童クラブ関係です。

市内の保育園、認定こども園、幼稚園では、8月30日現在まで、延べ499人の報告がありました。また、児童館等の放課後児童クラブでは、同時点で延べ219人の報告がありました。なお、放課後児童クラブの児童は、小学校に重複して含まれています。

続きまして、市内の病院の診療状況及び保健所の状況についてです。

市内の医療機関においても、コロナ感染の疑われる患者さんを受け入れ、診察していただいている診療所が多数ございますが、いずれも逼迫した状況の情報が入っておりません。津島保健所においては、管内市町村の医療機関からの感染者の報告が連日何百件と届くとのことで、日常業務まで十分な対応ができないため、市町村から応援職員を派遣している状況です。

次に、HER-SYSの状況です。

保健所に確認したところ、従来は自宅療養となられた方へ保健所から感染者本人に電話して、その後の経過を聞き取りしていましたが、現在はスマートフォンをお持ちの方にはHER-SYSというスマホのアプリによって、感染者本人から保健所へメールで経過を報告してもらうという運用をしています。保健所の負担を軽減するために導入されたシステムのことで、スマホをお持ちの自宅療養者のほとんどの方が、毎日報告していただけるそうです。メールができない場合は、電話で対応をしています。

次に、自宅療養者に対する支援の状況についてです。

県では、一人暮らしの方、あるいは家族全員が自宅療養者となり、誰からも支援が受けられないなどの事情がある方で、希望される方に対して配食サービスを実施しています。

次は、新型コロナウイルス感染症のワクチンについてです。

4回目までのワクチンの接種状況について、まず60歳以上の方の状況を申し上げます。

8月31日現在、3回目接種済みの接種対象者の方が2万751人、3回目接種から5か月経過した接種券発送済みの方が2万170人、接種済みの方が1万4,809人です。接種率は、接種対象者の71.4%、接種券発送済み者の73.4%です。また、さきに述べた数字とは別に、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方あるいは医療及び高齢者施設等の従事者の方、合計で1,087人の方が接種済みです。

次に、ワクチンの種類の問題点及び対応についてです。

60歳未満の方や申請することを知らない基礎疾患を有する方からの、接種券が届かないといったお問合せが多く、その都度、丁寧に御説明申し上げ、対応しているところです。

なお、コールセンターは3回目の接種時と同様の回線で、土・日も開設するなどの対策を取っておりますので、予約も取りやすく、滞りなく運営できております。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

学校などの休校状況と夏休みの児童館、子育て支援センターの状況でございます。

令和4年4月1日から令和4年8月30日までの教育委員会が把握している休校状況は、学年閉鎖2件、学級閉鎖8件。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）



学校などの休校状況と夏休みの児童館、子育て支援センターの状況について御答弁します。

児童館、子育て支援センターでは、夏休みの期間の休館はありません。市内の児童館、子育て支援センターの夏休み期間の感染者は、8月30日現在、全12館、100人の報告がありました。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、学校給食の無料化というところで、給食の現状でございます。

平成26年度の値上げから、小学校、中学校で各年度の目標に対する平均栄養価の充足率でございます。

平成30年度より、全栄養価の基準値及びたんぱく質の算出方法が変更となっているため、単純比較ができないものとなっておりますが、主要栄養価に対する市内学校給食での栄養価摂取量の年間平均充足率は、エネルギー充足率は、小学校では、平成26年度96.7%、平成27年度95.5%、平成28年度93.4%、平成29年度94.1%、平成30年度91.6%、令和元年度91.2%、令和2年度90.5%、令和3年度92.1%。中学校では平成26年度94.5%、平成27年度93.1%、平成28年度91.3%、平成29年度91.8%、平成30年度89.2%、令和元年度89.4%、令和2年度88.5%、令和3年度89.4%。

たんぱく質の充足率は、小学校では、平成26年度106.6%、平成27年度104.5%、平成28年度103.5%、平成29年度101.1%、平成30年度以降はたんぱく質の栄養価基準値及び算出方法が給食全体に占める比率で充足しているかどうかの判断に変更されたため、栄養価摂取量が未充足の月数での集計となりますが、平成30年度に未充足の月が1月、以降無充足の年度はありません。中学校では、平成26年度102.5%、平成27年度100%、平成28年度99%、平成29年度96.7%、平成30年度以降は小学校と同様、未充足の月数での集計として、平成30年度に未充足の月が5月、以降未充足の年度はございません。

脂質についても、給食全体に占める比率で充足しているかどうかの判断となっているため、未充足の月数の集計となりますが、小学校では、令和元年度に1月、令和3年度に2月、中学校では、平成28年度に6月、平成29年度に3月、平成30年度に3月、令和3年度に2月でございます。

続きまして、地産地消のメニューの年間の回数と比率でございますが、地産地消については旬な時期にこの地域の食材をおいしく食べて知ってもらうため、県内産、市内産の食材を積極的に使用しています。

県内産及び市内産の食材を使用した日数は、令和2年度については給食実日数184日に対して、県内産食材を使用した日数が151日、導入率は約82%、市内産の食材使用日数26日、導入率は約14%です。令和3年度については、給食実日数199日に対して、県内産食材を使用した日数が176日、導入率は約88%、市内産の食材使用日数65日、導入率は約32%でございます。令和4年度については、4月から7月で給食実日数69日に対して、県内産食材を使用した日数が65日、導入率は約94%、市内産の食材使用日数15日、導入率は約21%でございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

様々な御答弁ありがとうございました。

では、再質問をいたしますが、国民の評価を二分している、また118回を超える国会での虚偽答弁を指摘され、2億5,000万円という費用を税金で賄うとされている安倍元首相の国葬について、今回、市長は公費で参列をするつもりなのかどうかを教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

国葬に市長が参列する予定はありません。以上です。

○4番（河合克平君）

先日の岸田首相の記者会見で、弔意は強制しないとした中で、ただ省庁では黙祷や半旗をするという指示も出ているようですが、教育委員会は依頼があれば、黙祷や半旗を指示するのか、適切な処理を行うということですが、指示があればするのかどうか教えてください。

○教育部長（三輪進一郎君）

現在、教育委員会に対する弔意表明に関する通知などはありません。以上でございます。

○4番（河合克平君）

あった場合、するのかどうかを聞いているんですが、教えてください。

○教育部長（三輪進一郎君）

現在のところ、検討中でございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

戦前から、教育と政治の問題というのは非常に問題があったということが言われているわけで、今回、国から要請があろうとなかろうと、依頼があったとしても行わないと、指示しないという回答をいただきましたが、よく検討してください。

また、昨日の岸田首相の会見では、自民党と旧統一教会との関係を絶つということで、岸田首相も表明をしました。今後について、愛西市として旧統一教会や旧統一教会の関連団体との関係で寄附やイベントの共催、参加、祝電送付、施設の貸付けなどを行わないようにすべきだと考えますが、市の考えを教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

疑念を持たれるような対応はしないよう判断してまいります。以上です。

○4番（河合克平君）

世論を二分して、法的根拠がないということでは言われている国葬について、この愛西市からも中止を求めるべきではないかという提案をひとつさせていただきます。さらに、将来にわたってカルト集団と言われる旧統一教会との関係を一切持たない。しっかりとチェックをして行っていただくよう求める次第であります。

続いて、新型コロナウイルスの感染症について、市民の貴い命が奪われています。3月議会では40の方が亡くなっている、9月議会では先ほど52の方が亡くなっているというお話もありましたが、本当に市民の命を守るために市が何ができるのかということが今はかられているのではないかと。日本共産党愛西市議団と日本共産党愛西市議団は、7月25日に市民の命を守

るための緊急要請ということを致した内容であります。この緊急要請の内容でもある、感染を抑止するためのコロナ検査の効果について認識、さらに市の認識と、また頻回のコロナ検査を行うことによって感染が抑止できるのではないかと考えますが、市の見解を教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

継続的に検査を受けるのであれば、早い段階で感染者を特定することもできますが、検査の結果は検査時の陰性を保証するものであり、その時点での不安解消にのみ役立つものと考えます。なお、現在、一部の薬局、ドラッグストアにおいて、愛知県PCR等検査無料化事業に基づいて、県民を対象にした無料検査が実施されておりますので、現段階では市の事業として定期的に検査を実施する考えはございません。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

不安解消に役立つということを認めながら、それをやらないということについては市としてどうなのかというふうに思いますが、今、各自治体で新型コロナウイルス感染症に対する様々な取組が行われています。愛西市として、1つは感染者に対する市独自の支援の枠組みをつくり、県より感染情報の提供を求めるといことができます。そのような形で市独自に行う制度をつくりながら、愛知県から情報提供を行い、先ほど感染者地域や年齢については把握をしていないという答弁でしたが、これを行うことによってしっかりと把握をし、市民の命、または市民の注意喚起をできるのではないかと、そのように考えますので、この感染者に対する市の独自の仕組みと県より感染情報の提供を求め、そのことについての考えをお聞きします。

さらに今、岐阜県、また名古屋市などでも医療崩壊を防ぐためにということで、コロナ陽性者登録センターというのを設置して、そのセンターに登録することによって、オンラインで診察をする中でコロナ感染の登録を行っていくという仕組みが愛知県でも名古屋市、岐阜県でもできています。こういったどこの医者に行けばいいのか、また医者に行っても断られるという声が私のところにも届きますが、そういった不安やお医者さんの負担を減らすためにも、愛西市としてこういう登録センターを設置し、そして市民の方が陽性になったとしても、その後安心して登録ができ療養ができる、そういう仕組みをつくるべきだと考えますが、市の見解をお願いいたします。

また、現在、岡崎市では、市がコロナ検査キットを1万人分手配し、備蓄を行う中で、希望者に対してコロナ検査キットを配付しているということも今、聞き及んでおるところであります。また、先ほどその時点での不安解消のみに役立つと言いながら、不安解消がされるのであれば、市が積極的にその不安解消を行うべきだと私は考えますが、愛西市がコロナ検査キットをしっかりと備蓄を行う中で、市民の方から要望があればお渡しをする、また郵送で送るなど、そういう仕組みを取る中で、愛西市の市民が安心して暮らせる状況が作り上げられるのではないかと、そのように考えますが、このことについての市の見解を教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず市独自の支援の仕組みについてですが、市独自の支援の仕組みをつくる考えはありません。県に感染情報の提供を求めるともありません。

2つ目のコロナ陽性者登録センターについてですが、設置をする考えはありません。

3つ目の市の事業としての検査キットの配付、郵送する考えはありません。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

考えはない表明をそれぞれしていただきました。

では、コロナから市民の命を守るためには、どういう方法があるのかということについて、市の見解を伺います。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

市民一人一人の方がマスクの着用、消毒・うがいの習慣、3密の回避などの感染予防対策を徹底すること、また一人でも多くの方にワクチンを接種していただけるよう、周知、情報発信していくことが重要と考えます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

今おっしゃっていただいた、あくまでも市民一人一人が感染を予防する。消毒やマスクの着用、またうがいの習慣などを行って、市民がそれぞれ努力をしてくださいということを主軸に置きながらワクチンを接種していただく。また、ワクチンについても接種ができる方とできない方がいらっしゃる中で、打てないけれども、外にやはり行かなければならないという方の不安の解消にはなりません。

私は、やはり市民一人一人の方が安心してこのコロナ禍の中で生活ができる、そういうことが市としてしっかりと責任を果たしていく。市民の命は市が守っていくんだという、そういう責任ある施策を行うべきだということを求めるわけであります。市長は、感染を抑止して市民の命を守っていく、その方法について再度お伺いしますが、どのような方法を取りながら市民の命を守るのか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症をどのように食い止めていくのかということとは、やっぱり我々愛西市だけでなかなか対応するのは非常に難しいというふうに思っております。また、議員がいろいろと御提案をいただいた件についても、それを実施した場合にどれぐらいの効果があるということも定かではないということでありまして、いろいろな先ほど議員の発言を聞いていまして、やはり市だけ、愛西市だけでやるのが今、果たして我々としてできるのかということ考えたときに、なかなか実施することは非常に難しい内容ばかりだというふうに思っております。

当然、市といたしましては、できる限り市民の皆様方がコロナに感染しないようにするためには、どのようなことを施策として行っていけばいいのかということは当然考えていかなければなりませんし、やっぱり市民の皆様方は愛西市だけではなく、市外にもお出かけになったり、勤めに行っておられる方もたくさんお見えになりますので、そういった総合的に考えて進めていかなければならないというふうに思っております。

基本的には先ほど部長もお話をさせていただきましたが、我々個人個人がまずできることを

しっかりとやっていって、もし自分が感染した場合にもほかの方にそれを感染させないような努力をしていただくということが基本ではないかというふうに思っております。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

いろいろと考えていくということをおっしゃっていただいた中で、やはり市民一人一人が自助努力をするしかないという結論にしか至らないというところについては、非常に寂しい思いではあります。ぜひとも、県に対して、また国に対して、積極的に行っていただけるよう、市が申入れをしていただければ、そのように要望する次第であります。

コロナの検査については、県が行っているものについては、愛西市内ではどこでも受けることができません。津島市と弥富市に行かないと、また前掲のほかの市町に行かないとできないんです。そういう地だからこそ、また八開の診療所というのもありますので、薬価、薬剤の仕入れと同時に、コロナウイルス感染症の検査キットも仕入れることができるのではないかといいふうにも考えますので、様々な方法で市民の命を守る、実際に市として責任を果たしていくということを行っていただくと同時に、市民の安心した生活が送られるように、そのことの一助となるような市の施策を行っていただきたい、そのように求める限りであります。

続いて、給食の現状についてですが、先ほどるたくさんエネルギーの充足率、また栄養価の状況等をお話いただきましたが、学校給食についてはエネルギーの充足率について100%いっていないということが今回分かりました。そういえば、息子はおなかがすいて帰ってきておったなあという、そのせいなのかどうかは分かりませんが、このエネルギー充足率は単純にカロリーの計算ですので、カロリーが上がれば、炭水化物をたくさん取れるようになればカロリーは上がるわけですが、それにしても小学校で、令和2年が90%で、中学校で令和元年89%、令和2年88.5%、令和3年89.4%と、この令和2年、令和3年でいうと、愛西市が給食費に対して補助をしている、そういうときの内容でもあります。無償化しているときでもあります。そういったことを考えると、このエネルギーの充足率については100%に満たなくてもいいのかについて見解を承ります。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

エネルギー充足率が100%に満たなくてもいいのかとの御質問でございますが、栄養価基準値については文部科学省や愛知県教育委員会が示している学校給食摂取基準での数値となります。学校給食摂取基準は、児童・生徒1人1回当たりの全国的な平均値を示すものであり、個々の児童・生徒の健康状態及び生活活動等の実態並びに地域の実情を十分配慮し、弾力的に適用することとされております。

愛西市における給食献立は、栄養価基準値だけでなく、実際の学校における児童・生徒の状況を考慮したものであり、必ずしもエネルギー充足率が100%を満たしていなければならないものではありません。また、お示しした数値については年間平均値であり、全ての日の給食において常に栄養価が不足しているものではございません。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

年間を通してだといっても、1割を満たさないところがありますので、そういったところでは

どうだったのかなということを考えます。本当に子供たちが大切にされたのかなということをお考えのところであります。

そして、今、エネルギー充足率も含めて栄養価を維持するためには、物価高騰の折の中で非常に大変だということが考えられますが、給食費の値上げについての考え、また給食費の無料化の継続を進めていったほうがいいのではないかと、また今10円の補助については増額をして、できるだけ子供たちの負担増とならないような方法を考えていくべきかと考えますが、市の見解を教えてください。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目の給食費の値上げの考えでございますが、平成26年度に現在の給食費に改定し、運営を行ってまいりましたが、各食材価格は少しずつ上昇し、社会状況や気候状況の変化などもあって食材価格の高騰が大きくなり、従来の給食費の範囲で安定した学校給食を供給することが困難となってまいりました。

そのような状況を踏まえ、7月27日に学校給食運営委員会を開催し、1人1食30円の値上げが妥当との意見をいただき、8月の教育委員会において承認され、令和4年11月から給食費を見直すこととなりました。

続きまして、給食の無料化、補助の考えでございます。

本市の学校給食費については、令和2年6月から令和3年3月まで、令和3年6月から12月まで、令和4年4月から10月までと、他自治体と比較してもかなり長期にわたる無償化を実施してきております。

また、今議会において、無償化期間を12月まで延長し、令和5年3月までは給食費の保護者負担を据え置くための補正予算を計上させていただいております。給食費の無償化の継続については、学校給食法第11条第2項で児童・生徒の保護者が負担するものとされておりますので、恒久的に給食費を無償とすることは考えておりません。また、市の補助についても、以前から1人1食10円の補助を行っており、増額する予定はございません。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

最後に一言言いたかったんですが、以上で終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

これにて4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時40分といたします。

午後1時31分 休憩

午後1時40分 再開

#### ○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の9番・角田龍仁議員の質問を許します。

角田議員。

#### ○9番（角田龍仁君）

議長のお許しをいただきましたので、私のスローガンである「みんなで作ろう住み良いまち！」のことを、市民の代弁者として、議員になり最初の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は、大きく2項目について質問させていただきます。

大項目1点目は、迫りくる2025年問題について。2つ目は、子育てのしやすいまちを目指してをテーマに、保育園の統廃合について質問させていただきます。

では、大項目1点目の2025年問題について質問に入ります。よろしくお願いいたします。

様々な分野で日本の成長を牽引してこられた団塊世代全ての方が75歳以上、つまり後期高齢者となります。愛西市だけではなく、日本全体の問題ではありますが、介護費及び医療費の増大が思われ、それに伴って現役世代の負担の増大が見込まれます。

そこで、小項目1点目といたしまして、市としての独自の対策はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、小項目2点目といたしまして、高齢者の福祉の増進を目的とした事業の一つである老人クラブの今後の見解をお聞きいたします。

さらに、小項目3点目といたしまして、高齢者の足となる高齢福祉タクシーなどの利用を望む声が増えると思われそうですが、今後の市の方針はいかがなものかお尋ねいたします。

大項目2点目といたしまして、子育てのしやすいまちを目指してをテーマに質問させていただきます。

平成27年4月から、子ども・子育て支援制度が全国の市町村でスタートいたしました。その制度に伴い、愛西市も保育所等副食代補助事業やおむつの廃棄事業などを行っており、子育てに優しい事業を行っております。一方では、平成29年1月に作成されました愛西市公共施設等総合管理計画の下、また令和2年4月に作成されました愛西市公共施設等個別施設計画の下に、保育園の統廃合が進んでおります。

そこで、小項目1点目といたしまして、保育園の統廃合の現状と今後についてお尋ねいたします。

次に、小項目2点目といたしまして、令和5年3月末に中央保育園と統廃合を予定している北保育園の跡地利用について、市の見解をお尋ねいたします。

以上、総括質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず、2025年問題について御答弁させていただきます。

2025年問題は、超高齢社会が進む中で、団塊の世代全てが75歳以上になることにより、様々な問題が懸念されています。労働力の不足や医療における医師不足、また介護における介護のサービスや人の問題、また空き家等の問題など、そして社会保障費の増大が財政上で大きな問題とされています。

市の65歳以上の人口は、令和4年4月1日現在、1万9,451人で、高齢化率31.5%、2025年の令和7年には、1万9,290人で、高齢化率は32%と推計しております。このような中で、後

期高齢者の療養費等は、令和2年度で1人当たり約89万円に対し、令和3年度は約92万円となり、約3万円の増加となっております。

また、介護に関しましては、介護保険事業計画を定めており、介護予防を含めた介護給付費は、令和3年度約50億円に対し、令和7年度で約57億円を超えると推計しております。

市としてできる対策としましては、医療費・介護給付費とも高齢者が健康で生活できる体制整備に努めていかなければならないと考え、健康診査や診断結果を適切に理解していただくように努め、生活習慣の改善などの健康管理、健康づくりに生かせるようなサポートを充実していきます。

介護予防としましては、サロン活動や脳若トレーニング教室、フレイル予防教室を実施し、今後も介護予防事業等を推進してまいります。

続きまして、老人クラブ及び高齢者福祉タクシーの関係でございます。

老人クラブは、老人の福祉の増進を目的とした事業を進めるための老人福祉法にも規定された団体でございますが、会員数は年々減少傾向にあり、令和2年度が5,741人であったのが、令和3年度は5,391人と350人減少しております。高齢者は増加している中で、老人クラブの会員が減少しているのは全国的な傾向であり、価値観の多様化や仕事を続けてみえる高齢者が多いことも原因であると思われまます。そこで、全体的な見直しも必要ではないかと考えてはおります。

高齢者福祉タクシーにつきましては、昨年度の利用申請者は約2,000人で、申請率は約20%、申請者の使用率も約25%となっております。この事業につきまして、対象者や条件も含めて検討しています。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、保育園の統廃合について御答弁させていただきます。

佐屋中央保育園と佐屋北保育園の統合は、令和5年4月からの統合に向け、現在、準備を進めております。在園されている園児の保護者の皆様には、令和5年4月から統合されることを御理解いただいた上で入園していただいております。8月には、佐屋北保育園に通われている皆様が、佐屋中央保育園に入園する意向かどうかを確認するため、アンケートを実施しております。

また、来年度の入園案内等に統合の旨を周知してまいります。今後は、統合後の受入れについて十分に確認し、御利用されている皆様がスムーズに移行できるよう、万全の体制で進めてまいります。

次に、跡地利用についてですが、今後の利活用につきましては、令和4年2月から庁内で佐屋北保育園利活用検討会を立ち上げ、検討しております。以上でございます。

#### ○9番（角田龍仁君）

それぞれの御答弁ありがとうございました。

まず、高齢者人口の増加と反比例して老人クラブの会員が年々減ってきて、令和2年度から令和3年度の1年間で350人も減少しているとのこと。答弁にもありましたが、主な原因



としては、価値観の多様化や仕事を続けてみえる高齢者が多いということで、見直しが必要であるとの回答でございました。この老人クラブは、高齢者の福祉の増進が目的の事業でありますので、ぜひ全体的に見直しをいただいで、これからも高齢者のためにぜひとも存続をお考えいただきたいと思います。

また、高齢者福祉タクシーは、昨年度の申請率が20%、申請者の使用率も25%ということで、実際の利用者の利用率はかなり低いように思われます。ぜひ高齢者の利用しやすい環境を整えて、通院や買い物、日常的な外出の支援などしっかりサポートを考えていただき、財政的なこともありますので、先ほどのほかの議員からの答弁にありました公共バス等併用を考えていただき、検討していただきたいと思います。

次に、介護予防といたしまして回答いただきました。その回答の中に、今月号の広報に載っておりましたサロン活動や脳若トレーニングの教室、今年度から行われるフレイル予防教室など、介護予防事業を推進していくとのことでした。しっかりアピールしていただき、少しでも介護の方を増やさない工夫をお願いいたします。

それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、先ほどの答弁にもございましたが、後期高齢者の療養費等は、1人当たり令和2年度から令和3年度の1年間で3万円増加し、介護給付費に当たっては、令和3年度から令和7年度の4年間で約7億円増えるということです。

市としての対策は、高齢者が健康で生活できる体制整備に努めていくということでしたが、具体的にはどのような取組を考えているのかお尋ねいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

高齢者が健康で生活できるために、現在、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、これに向けて、保険年金課と高齢福祉課で取組を進めております。次年度から本格的に進めていく予定であります。

また、社会参加への促進として、自主的な学習活動の支援やスポーツ活動の推進、生きがいづくりにつながるボランティア活動の支援を進めてまいります。以上でございます。

#### ○9番（角田龍仁君）

ありがとうございます。

やはり、できるだけ高齢者の方々が健康で充実した生活をして、医療費及び介護費を使わない生活をしていただくことが一番望ましいと思います。答弁にもありましたが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取組を来年度から進めていくということですので、しっかりした計画を持って進めていただきたいと思います。

今の高齢者は、若く元気な方も多く、また社会参加の意欲も多いように感じられます。ぜひ社会参加への促進の支援を進めていただければと思います。

次に、大項目2点目の保育園の統廃合について、現状報告ありがとうございました。新しい保育園に行くことになる園児、小さなお子さんも、急に環境が変わるということで戸惑うお子さんもいるかもしれませんので、今後も精神的なサポート及び保護者の理解を十分確認してい

ただき、進めていただくよう改めてお願いいたします。

それでは、北保育園の跡地利用について再質問させていただきます。

現在の北保育園は、指定避難所に指定されており、今後施設がなくなるとどうなるのかという地元の声もあります。市民の皆様の安心・安全が第一と考えられますので、ぜひ指定避難所としての機能ができる施設を確保していただきたい。ここで、一つ提案ではございますが、この北保育園の跡地は駅に近く、また消防施設にも近く、大変便利なところでございます。今日、世帯は核家族化及び共稼ぎ世帯であります。子育てのしやすいまちといたしまして、安心して子供を預けられる児童館など子育て施設はどうでしょうか。また、先ほど私が質問した中の2025年問題などのように、これからは高齢者が増えるのが現状であります。高齢者に必要な施設、または高齢者と児童が共に憩いの場として過ごせる施設など、複合施設などはどうでしょうか。市の見解をお聞かせください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

公共施設等総合管理計画にありますように、公共建築物の総量を縮減する方針があることから、市として新たに公立施設を作ることは考えておりません。また、以前に地域の方から地域防災コミュニティセンターを建てられないのかとの御要望もありましたが、海拔ゼロメートル地帯に立地しているため国の補助金が利用できず、市として考えはないとお答えした経緯もございます。

今後、地域活性化の視点に立ちつつ、有効な利用方法の検討を継続してまいります。以上でございます。

#### ○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

公共施設の総量を縮減する方針より、新たに公共施設を作る考えはないとのことでしたが、ここは市街化調整区域のため土地利用の用途が制限されます。売却するにもあまり効果は期待できません。ですので、子育て支援や福祉事業を行っている民間事業の方のあっせんとか、または市街化区域にある既設の子育て施設、また福祉施設の利点なども考慮して考えていただきたいと思います。

もう一つ、地域防災コミュニティセンターは、海拔ゼロメートル地域で国の補助金が利用できないため建てられないとのことでしたが、何かこの地域に指定避難所として避難できる場所を確保して検討していただきたく思います。例えばですが、地域のコミュニティセンターなどは、コミュニティセンター補助事業などで補助を受けて行うことができます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後ですが、地域住民の方々が断腸の思いで受け入れたこの統廃合でございます。地域住民の視点に立って有効な利用方法を検討していただき、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

9番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時15分の再開といたします。

午後 2 時02分 休憩

午後 2 時15分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位 6 番の 6 番・山田門左エ門議員の質問を許します。

山田門左エ門議員。

○6 番（山田門左エ門君）

それでは、一般質問を始めたいと思います。

今日は、2 点について質問を行ってまいります。

まず、大項目 1 つ目は、立田道の駅の現状の経営状況について質問を行います。

大項目の 2 つ目として、愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会について質問をいたします。

まず、大項目 1 つ目ですが、現在、愛西市は、道の駅再整備計画が進められており、35億円の投資が始められているようです。しかし、いま一度立ち止まって、私のような民間の人間から見た経営を見ていきたいというふうに思います。一度立ち止まって、道の駅とは何なのかということ質問して明らかにしていきたいというふうに思います。

現在、立田道の駅は平成17年に正式に道の駅として登録されましたが、当時から地域振興策として産直売り場を中心に大勢の会員の皆様によるたゆまぬ努力によって維持されているものだと思います。しかし、開設当時好調だった産直売り場を中心とした道の駅の魅力も、近くにある J A さん、それからスーパーも参入しており、さらにはホームセンターまで大規模に産直販売に参入しております。これによって、どこの企業も牌の奪い合いの状態になっていると聞いています。

一方、道の駅の販売の中心である産直売り場を支えている農業従事者さん、私のところにもよく来られますが、困っているのは高齢化と後継者不足、こういうこともありまして、道の駅の商品の供給不足ということもありまして、私も時々見に行きますが、午後には商品の棚が空っぽになっているというような状況も見受けられます。

また、もう一つは、愛西市だけでなく近隣の都市が、少子高齢化と人口減少ということもありまして、地域の経済が少し縮小しているというふうに感じます。

つまり、産直は、競争激化による牌の奪い合い、それから 2 つ目は、農業従事者の高齢化で出品者も減っていると聞いております。そして商品の不足。もう一つは、人口減少による顧客の減少。こういう厳しい状況にあるのではないのでしょうか。

産直販売をしている J A、地元スーパー、立田道の駅の販売額は、私が調べましてもいずれも減少が続いております。J A は、ちょうど立田道の駅の売上げの大体 2 倍ありますが、同じように毎年1,000万以上が減収となっているそうです。

また、道の駅という事業形態そのものですが、これは地域振興のために店舗を設営するだけ

ではなく、道路利用者の休憩場所、あるいは道路情報、観光案内、こういった情報を発信するためのスペースが不可欠ということになっておりまして、決してそのスペースは商売につながるものでもありません。道の駅に投資した資金を回収し、利益も生むような商売としての事業ではありません。道の駅へ出品する地域の農産物の生産者、あるいは加工食品の地元の販売店、あるいは飲食店を支援していくための施設です。これは、行政が一生懸命支えていくというようなものでありまして、日本全国どこも共通です。

したがって、道の駅は利益を追求するためだけの施設ではないので、おのずから投資する金額にも限界があり、近隣の市町村もほとんど道の駅への投資は行っておりません。そうした中で、立田道の駅の経営状態に関する4点について、まずは質問いたします。

1点目、立田道の駅のこれまでの来場者数、売上額の推移の概略を教えてください。これは6月にも少し教えていただきましたが、同じ質問になるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それから2点目ですけれども、令和3年度の決算の貸借対照表とか損益計算書、いわゆるバランスシートやプロフィットですけれども、こういうものから立田道の駅にどの程度の経常利益が出ているのか教えてください。

3点目ですが、現在の立田道の駅の土地建物の面積だとか、概算の取得費、それからこれまでの主な投資、どんな投資がされたのか、こういうものがあれば教えてください。

4点目は、入居者や賃貸借契約など、どのような契約形態があって、愛西市にどれだけの金額の利益をもたらしているのか教えてください。

2つ目として、立田道の駅の実質的経営責任者と経営するための組織はどうなっているのか教えてください。

3つ目として、平成20年をピークというふうに聞いておりますが、売上げ減少しておりますが、その主な原因について、私も指摘しましたが、そのほか何かあるのか、どのように考えているのか教えてください。

そして4つ目ですが、売上げが減少している中で、どのような対策をこれまで行ってきたのかを教えてください。

取りあえず、ここまでで御答弁をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

学校関係も。

続きまして、大項目の2つ目を述べさせていただきます。

歴史を振り返りますと、平成26年に愛西市は費用削減を目的とした適正規模検討委員会を開催し、教育費削減に目を向け、小規模校を対象にした学校統廃合計画を検討することになりました。平成27年の2月には、学校統廃合の基本方針が作成され、この方針を基に新たな協議会が設立され、平成28年9月に基本計画が作成されました。しかし、この基本計画に書かれている3つの統合計画案は、地元住民に説明もされないまま発表され、住民との合意形成もないまま平成29年9月の総合教育会議で立田での小中一貫校の政策が新聞発表され、翌年の7月と9月、地元に対する説明会が開催されましたが、合理的な説明ができないまま、またコロナなど

がありまして、計画は停止したままとなっております。

一方で、愛西市の小・中学校の老朽化も進んでいるために、令和2年から老朽化対策委員会が始まり、令和3年12月には愛西市立小中学校適正規模適正配置等検証委員会が開催され、従来の方針の見直しが始まり、本年3月に新たな提言書が出され、愛西市立小中学校適正規模等基本方針のパブリックコメントを市民から募集し、市内の小・中学校を対象にした学校統廃合計画を策定する愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策協議会が、本年7月21日から開始され、9月末までに僅か2か月間で完了することになっております。

そこで質問です。

第1点目ですけれども、僅か2か月間という非常に短期間に学校の統廃合計画の結論を出す計画ですが、どんな緊急性があるのかお聞きしたいと思います。

過去の経過で見ますと、基本方針に1年間を要し、基本計画の提案でも同様に1年間をかけ策定しています。協議会の委員のメンバーも、今回は全く新しいメンバーで参加されており、最初からの議論となっているのにもかかわらず、僅か2か月で緊急的に結論を出す理由が理解できません。将来を担う子供たちの教育政策を拙速に決めることとなりますが、文科省では住民との丁寧な合意形成を求めています。

2点目は、パブリックコメントについて3つお聞きしたいと思います。

6月議会でパブリックコメントを基本方針に反映させるというふうに回答していただきましたが、ほとんど何も反映されていません。どうしてかということをお答えください。あと、このパブリックコメントについて教育委員会はどんな議論がされたのかお答えください。

さらには、パブリックコメントが75件も出されておりますが、ほとんどゼロ回答ということでありまして、これで地域住民との合意形成ができるとお考えなのかお聞きしたいと思います。このパブリックコメントは、過去においても何度も行われておりますが、ほとんど門前払いという内容が多く、ほとんど形骸化していると感じられます。愛西市自治基本条例でも市民が主体の自主自立のまちづくりというものを掲げていますが、これでは住民から信用されなくなってしまうのではないかと感じるように感じております。

3点目は、現在行われている協議会20名の委員のうち、女性が僅か2人しかお見えになっていないということで、学校統廃合をする場合、保護者の方が非常に影響を受けるのではないかと、お母さん方を無視して委員を選定した理由は何か、ぜひお答えください。

4点目は、協議会から出されている学校統廃合の各種の案が何案かありますが、具体的で実効性のある内容になっていないのはどうしてかということです。この内容は、通学時間だとか、通学距離だとか、通学ルート安全性だとか、学校区の変更だとか、そういうものが必ずコメントとしてあるはずですが、ほとんど調査もされていないように感じます。実際に確認して提示されていないということは、やはり大きな問題だと思います。今幾つかの案がありますけれども、全く違う案が採用されたら一体どうするのかというふうに、非常に安易な提案といえますか、そんな感じがしてなりません。

以上について、御質問にお答えお願いいたします。以上です。御答弁よろしく申し上げます。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目、立田道の駅の経営状況についてという御質問に対して、順次御答弁いたします。

初めに、毎年度の来客数、売上金額でございますが、平成16年12月19日に立田村地域交流拠点施設としてオープンし、平成17年8月10日に道の駅として登録され、平成17年10月1日に開駅いたしました道の駅立田ふれあいの里は、市内最大の集客力を誇る施設であり、この地域を代表する地域振興施設として運営されております。施設の管理運営につきましては、平成16年度のオープン以来、指定管理者制度を導入いたしまして、現在は立田ふれあいの里運営連絡協議会にて管理運営を行っていただいております。

施設の核であります産直施設では、市内で収穫された採れたて新鮮な特産農産物の販売により地域の魅力を発信し、地域特産品供給施設では、遠方から訪れるドライバーが一息つける快適で質の高いサービスを提供しております。

指定管理者から報告いただきました資料によりますと、道の駅立田ふれあいの里を訪れる来客数は、平成20年度の約28万7,000人をピークといたしまして、令和3年度はコロナ禍の影響もあり約19万1,000人となっており、また売上金額は、平成20年度は約4億3,200万円、令和3年度は約3億1,800万円となっております。

次に、令和3年度損益計算書、貸借対照表の関係でございます。

道の駅立田ふれあいの里の経営状況につきましては、毎年度開催されます立田ふれあいの里運営連絡協議会総会で配付されます損益計算書、貸借対照表により確認をしております。直近5年間の経常収支を総会資料から確認してみると、毎年度200万円前後の利益を計上しており、直近の令和3年度における道の駅立田ふれあいの里の経常利益は約210万円となっており、健全な運営であることが伺えると思っております。

次に、土地建物の取得費でございます。

現在の道の駅立田ふれあいの里は、平成15年度及び平成16年度に市町村合併前の旧立田村により予算措置され、平成15年度には土地の取得、平成16年度には施設設計工事及び道路の整備が施工されました。平成15年度には、施設全体面積1万2,700平方メートル、約1億6,800万円で土地を取得しております。平成16年度には、施設全体延床面積638.34平方メートル、約3億3,300万円で、現在の建物を建築いたしました。また、道の駅の根幹でもあります駐車場の整備には、約2億円も必要としております。

次に、これまでの主な投資でございます。

開駅以降、現在までにおける道の駅立田ふれあいの里に対する主な投資費用につきましては、大規模な改築等を行うことはせず、施設の維持管理を目的とした軽微な修繕工事が主となっております。

次に、これまでの入居者、賃貸借契約の内容ということでございます。

道の駅立田ふれあいの里には、産直施設のほかに実演厨房や地域特産品供給施設があり、同所を訪れる方々に憩いの時間を創出しております。また、指定管理者からは、指定管理者との

包括協定により毎年度の売上金額の1%、上限額300万円を現在市へ納めていただいております。

次に、道の駅の実質的経営責任者、経営組織はということでございます。

市町村合併前の旧立田村におきまして、平成16年度から指定管理者制度を導入し、立田ふれあいの里運営連絡協議会が管理運営を担っており、経営責任者は指定管理者である立田ふれあいの里運営連絡協議会の代表である会長であります。協議会は、産直部会、商工部会、農村輝きネット部会からの構成となっております。

次に、平成20年度をピークに売上げ減少しているが、その原因は何かとの御質問でございます。

産直施設における商品不足、開催イベントでの集客力の低下、トイレをはじめとする施設の老朽化、駐車スペースの不足などが原因しているのではないかとこのように分析をしております。

最後に、売上げの減少についてどのような対策を行ってきたかでございますが、産直施設での商品棚の充実を図ることや、利用者の興味を引くタイムリーなイベントを開催することなど、利用者が再び訪れたいと思ってもらえるような充実した道の駅とするよう、指定管理者に助言を行っております。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会について御答弁いたします。

まず1点目、協議会が7月21日からスタートしているが、僅か2か月で結論を出す計画だが、どんな緊急性があるのかとの御質問でございます。

愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会は、新たな愛西市立小中学校適正規模等基本方針に示された市内小・中学校の学校規模の具体的な考え方と計画、愛西市小中学校施設の老朽化対策に関する提言書に示された市内小・中学校の学校施設の改築・改修等に関する具体的な方策などを踏まえて検討を協議し、新たな小中学校適正規模等基本計画の案として提案していただくようお願いしています。

生徒数から学校規模の推移を見ますと、現在、過小規模校の中学校は八開中学校1校ですが、令和15年には八開中学校、立田中学校、永和中学校の3校になると見込まれています。また、令和7年度から始まる予定の津島高校の中高一貫校制度が愛西市の中学校の生徒数に影響を与えた場合、過小規模となる時期はもっと早くなる可能性もあります。

愛西市の中学校の生徒が、一刻も早く一定の学校規模において教育を受ける必要があるため、早急に協議検討しているところでございます。

2点目のパブリックコメントについてでございます。

令和4年6月21日の臨時教育委員会で、パブリックコメントとその回答について意見をいただきました。愛西市立小中学校適正規模等基本方針の改訂版とするに当たり、表現や言い回しで市民の方によく伝えられていない箇所を、パブリックコメントの意見を参考に修正いたし

ました。

例を挙げますと、学校規模を愛西市独自の規模に設定してほしいとの意見がありました。基本方針では、愛西市独自の規模基準を定めているため、それが分かるような表現に変えさせていただいております。また、小規模校における利点と課題について、必ずしも小規模校の課題が全て当てはまるわけではないというような意見などから、小規模小学校と中学校に共通して見られる傾向とさせていただきます。

そして、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくいという記述について、切磋琢磨という意味が競い合うという部分だけの意味で市民の皆様に捉えられていると考え、多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れる場面が少なく、お互いを励まし、高め合う機会が得にくいという表現に修正させていただきました。

他にも、小規模校のままでよいという意見など基本方針の方向性に対する御意見も多くいただきましたが、検証委員会からの提言も参酌し、愛西市教育委員会としての回答をさせていただきます。

パブリックコメントのうち、基本方針の改訂に関するもの以外について、今後、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策地区検討協議会において、内容を検討すべきであるものは検討していきたいと考えております。

次に、3点目、20名の委員のうち、女性は僅か2名しかいない。保護者として最も影響を受けるお母さん方を無視して委員を選定したのかという御質問ですが、協議会で議論を進めるに当たり、保護者目線での意見もいただく必要があることから、各地区のPTA役員の皆様にも御参加をお願いし、委員に就任いただいております。

また、広く意見をいただくため、公募委員にも就任いただいております。

なお、保護者目線での意見をいただく上で、男性・女性という性別を考慮する必要はないものと考えております。

続きまして、4点目でございます。

協議会から出されている学校統廃合の各種案が具体的になっていないという御質問でございますが、第2回の協議会で用意いたしました資料は、隣接する中学校同士を機械的に統合した場合の学校規模、生徒数、クラス数を示したものです。検討が進み、統合パターンが絞られましたら、通学方法や距離、老朽化や地域施設としての役割を含めた既存施設の利用状況などの検討に入っております。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁の中で、立田道の駅の経営状況がよく分かりました。道の駅の経営は、指定管理者である運営連絡協議会によって日常的な管理業務が行われていますが、ほぼ経営というよりは日常管理というふうに理解ができます。立田道の駅に対する投資が17年間ほとんど行われていないということから、経営の改善だとか見直しが行われていないということがよく分かります。一般的にいうと、四、五年たつと店舗の改装とか配置換えなど、普通は見直しが行わ



れて、いつも店舗がきれいになっているということが行われていると思います。

今回の道の駅設立に対して、前回の立田道の駅については合計の投資ということで、愛西市には年間300万の収入を得ているということが分かりました。これは利回り0.6%という形になります。分かりやすくいうと、5,000万のマンションを買って、借金を35年ローンで払うと月13万円払うわけですが、今収入は2万5,000円というようなことと同等という分かりやすいと思います。この数字を10倍すれば、現在の立田道の駅の経営状況ということが分かります。

すなわち、道の駅というもののそのものが地域振興ということを推進するためのものであって、愛西市に対して利益を生むようなものではないということは、これは愛西市だけでなく、どの行政でも同じことであります。

せっかく立田道の駅は長年にわたって皆さんの努力によって維持されているわけですし、地域にも定着していると思います。新たに多額の投資をするよりも、まずは今ある立田道の駅を十分に活用して、低コストで内装のリニューアルなどをちよくちよくやっていくということが、誠に地道な経営だと私は、民間の者からするとそういうふうに見えます。

そこで、愛西市の近隣のホームセンターやスーパーなど、産直を始めたために、JAでも販売額が減り続けておりますけれども、計画を進めております立田道の駅の再整備に影響はないのかどうか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

今の御質問でございます。

近隣のスーパー等で産直が実施されていることは、地産地消による農業者と消費者の結びつきにつながり、本市の農業活性化の観点においてもメリットのある取組であるというふうに考えております。道の駅の来場者が近隣の方だけでなく、遠方からも市内で収穫された新鮮で安全な特産農産物を、またお土産物を買うという楽しみを求めてお買物をされるということを想定しております。このようなことから、近隣の販売施設の購入層とはやや異なるということから、ともに地域にも貢献できるというふうに考えております。

また、地域の農家の方々が道の駅に野菜を出荷することは、地域の野菜を紹介することになり、地域の振興に寄与することが目的であるというふうにも考えております。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

ありがとうございました。

立田道の駅については以上です。

続きまして、学校問題について再質問をさせていただきます。

僅か2か月間で協議会が9月にはもう終わってしまうということなんですが、これほど急いでやる意味がよく分からないので、一体この2か月の検討期間を例えば1年に延ばしたら一体どうなるのか、どんな影響があるのか教えていただきたいと思います。

今までのいろんなお話を聞いておりますと、今年度中にこの基本計画を策定しというお話が

ありましたけれども、じゃあ来年度とか、1年延ばしたら一体どういうことが起きるのかいうのを、タイムリミットがあるのかどうか、ぜひお聞きしたいと思います。

それから、地区協議会についてもですけども、私は地区協議会というのは、八開地区とか立田地区とか、佐織地区とかそういうものを想定しておりましたが、全体で地区協議会というものが行われるということなので、これはそれぞれ選ばれた人の地域によっては温度差が相当あるというふうに思います。佐屋や佐織の人たちはあまり影響がないでしょうけれども、八開や立田の人たちは大きな影響を与えるということなので、もう少し地区検討協議会というのはどんな内容のものか教えていただきたいと思います。

それから、再質問でもう一つありますが、パブリックコメントの児童・生徒だけでなく地域住民の命を守る学校施設づくりをすべきに対し、小中学校適正規模適正規模等基本方針として定めるべき内容ではないというふうに回答されていますが、文科省の手引書には、住民との丁寧な合意形成だとか、防災センター機能など明らかにこういうものやっってくださいということが書かれておりますので、ちょっとこれに反する内容ではないのかということでも再質問したいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

まず、1点目でございます。

今後の児童・生徒数の推移の推計では、学校規模が縮小されていくことが避けられないことが確認されており、児童・生徒の発達段階に応じた教育環境の整備が急務となっております。特に中学校では、学校規模が小さくなることにより多くの課題が生じることから、早急な取組が必要となっております。

愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会における検討結果を基に、地域における検討の場を設けることを予定しており、その場で協議いただく内容を早期にお示しするために、協議検討の期間を9月までといたしました。

愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会の検討期間が延長されれば、検討結果が示される時期が遅れることから、課題解消に向けた取組に着手する時期が遅れることとなります。

続きまして、地区検討協議会の内容でございますが、今後設置を予定している地区検討協議会では、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会から提案された新たな小中学校適正規模等基本計画の案を各地区で詳細に検討していただき、内容の確認や必要に応じて新たな小中学校適正規模等基本計画の案の修正などについても、各地区で進めていただきたいと考えております。

最後に、パブコメの回答が文部科学省の手引書に反する内容ではないかとの御質問でございますが、平成27年1月に文部科学省から出された公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、教育的な観点として、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があり、一定の学校規模を確保することが重要とされております。同時に、地域コミュニティの核としての性格への配慮として、学校が持つ多様な機能について留意することとされております。

しかし、本来の教育の場としての学校の機能以外を優先することで、児童・生徒の学校生活における様々な課題が解消できなくなることは避けなければなりません。学校規模の適正化の検討は、様々な要因が絡む困難な課題ではありますが、教育委員会では、児童・生徒の教育条件の改善を中心とした観点で、児童・生徒の適正な学習環境、学校教育の目的や目標の実現のための検討を進めています。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

時間もあまりありませんので最後にお願ひだけしておきますが、立田道の駅の再整備だとか、それから学校問題、小中学校適正規模等老朽化対策協議会も同じですけども、仕事は丁寧にやっていただきたいというふうに心から思います。住民との対話を大切にして、納得できるような形で丁寧に進めたい、これが私の思いでございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時10分とさせていただきます。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の13番・近藤武議員の質問を許します。

近藤武議員。

○13番（近藤 武君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、本日は、現在立田地区で再整備が進められている立田ふれあいの里について市当局の見解をお伺いしたいと思います。

この内容につきましては、6月議会におきましても質問したところでありますが、今回は別の視点から質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず1つ目として、道の駅立田ふれあいの里の防災対策上の位置づけについてです。

地震・台風・豪雨などの自然災害は、いつどこで起きるか分かりません。また、近年は、大雨が局地化・集中化・激甚化するなど、百年に一度とされてきた規模の大雨が毎年のように全国のどこかで起こっているような状況であります。海拔ゼロメートル地帯に位置するこの海部地域において、地震による津波、大雨による洪水、台風による高潮などに備えるなど、防災対策は欠かすことができない取組であります。

防災対策として、まず思い浮かぶのは避難所の設置になりますが、小学校、中学校、コミュニティセンター、公民館、福祉センターなどの施設は、災害時には市の指定緊急避難場所や指定避難所として市民の皆様の避難施設として活用されることとなっております。一方で、道の駅立田ふれあいの里には防災機能がないという話も聞かれております。

ここで、防災という視点でお伺いいたします。

現在、再整備を進めている道の駅立田ふれあいの里について、防災対策上どういった施設として位置づけられているのかお尋ねいたします。

次に、2つ目として、1年を通して楽しめる都市公園のPRポイントについてお伺いいたします。

令和2年6月に策定した道の駅周辺整備基本計画によりますと、都市公園内の花木開花時期は、ハナショウブは5月から6月にかけて、ハナハスが7月から8月にかけてとなっております。そうしますと、9月から翌年の4月までは花を見て楽しむということはできません。ハナハスが鑑賞できるのは、1年のうち一、二か月で、それ以外の時期におきましても観光客などの集客を見込めるのか疑問であるといった声も聞かれるところでもあります。

ここで、PRポイントという視点でお伺いいたします。

1年を通して愛西市の魅力を見て、触れて、感じていただき、一日中楽しめる都市公園とするために、市としてどのような仕掛けを考えているのかお尋ねいたします。

最後に、3つ目として愛西市の財政状況についてお伺いいたします。

6月議会での私の一般質問で、事業費全体の額は約35億8,000万円、市の実質的な負担額は約18億1,000万円ということを確認させていただきました。35億円や18億円といった金額は、決して安い金額ではありません。財政力が豊かとはいえない愛西市が多額の事業費をつぎ込むことに対して、心配の声も聞かれるところでもあります。

そこで、まずは本市の財政状況について確認をさせていただきます。現在の愛西市の財政力指数と、県内の市の中でどのぐらいの水準なのかお尋ねいたします。また、愛西市の自主財源と依存財源の割合と、こちらも県内の市の中での水準についてもお尋ねいたします。

以上で総括質問とさせていただきます。それぞれの御答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

道の駅の防災対策上の位置づけについて御答弁させていただきます。

愛西市地域防災計画では、道の駅立田ふれあいの里は、救援物資集積拠点と位置づけられています。この救援物資集積拠点とは、県内外から届いた救援物資の仕分作業などを行い、ここから避難所などに輸送する拠点となる施設です。そのほかにも、既存の道の駅エリアと都市公園エリアを合わせて活用することで、緊急消防援助隊など広域支援部隊の一時終結場所やベースキャンプとしての機能も考えられるところです。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、1年を通して楽しめる都市公園のPRポイントについて御答弁いたします。

道の駅には、主立った機能として、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つが求められておりますが、新たに整備をする都市公園には、これら3つの機能に加えまして、季節や天候に関わらず、1年を通して愛西市の魅力を見て、触れて、感じていただき、一日中楽しめる公園とするため、観光拠点機能として本市の特産農産物を収穫していただき、体験できる施設や、実際に食べることができる飲食施設やバーベキューテラスのほか、子供の遊び場やイベント会場として活用できる多目的広場などを整備する予定でございます。

具体的に申し上げますと、まず、収穫を体験できる施設として、本市の特産農産物である春大根やトマトなどの収穫を体験できる施設を整備していきます。次に、実際に食べることができる施設といたしまして、道の駅エリアの農産物直売所と連携をしまして、本市の新鮮な農産物を使用した料理を提供する飲食施設を整備していきます。そのほか、道の駅エリアで購入した新鮮な肉類や野菜で、手軽にバーベキューを楽しめる施設を整備していきます。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、愛西市の財政状況について御答弁させていただきます。

まず、財政力指数ですが、直近3か年の平均は0.61であり、県内の名古屋市を除く市の中では、新城市の0.55に次いで下から数えて2番目となっております。なお、愛知県内の名古屋市を除く市の財政力指数の平均は、1.01となります。

次に、財源の割合ですが、令和2年度決算ベースで、自主財源の割合は34%、依存財源の割合は66%となっております。また、自主財源の割合は、県内の名古屋市を除く市の中では最下位となっており、平均は48.8%となります。以上でございます。

#### ○13番（近藤 武君）

それぞれの御答弁ありがとうございました。

まずは防災対策に関してですが、災害時には愛知県内だけではなく、岐阜県や三重県から木曾川を渡って支援を受けることも想定されます。道の駅立田ふれあいの里は、地域防災計画において救援物資集積拠点として位置づけられており、各地から送られてくる支援物資の輸送拠点となるということでありました。また、物資だけではなく、緊急消防援助隊など広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプとしての機能も考えられるということでありました。都市公園エリアを新たに整備することで、幅広い活用が期待できるということも分かりました。

避難所などの避難施設ももちろん重要ではありますが、こうした物的・人的支援の拠点も欠かせない重要な施設であります。災害時には、こうした役割をしっかりと果たすことができるよう準備を進めていただきたいと思います。と思っています。

次に、2つ目の1年を通して楽しめる公園のPRポイントについて御答弁をいただきました。花が咲く時期以外にも、子供の遊び場やイベント会場として活用できる多目的広場、本市の特産農産物を収穫体験できる施設や、実際に食べることができる飲食施設、バーベキューテラスなどを楽しむことができることが分かりました。

少し話が変わりますが、この地域にある都市公園の一つに、津島市にある天王川公園が上げられます。春はソメイヨシノの桜、ゴールデンウイーク頃には尾張津島藤まつりで有名な藤の花や八重桜、初夏にはスイレン、7月下旬には、こちらも有名であります。尾張津島天王まつり、秋にはヒガンバナや紅葉など四季折々で様々な風景が楽しめます。

1年を通して楽しめる公園というのは、とても魅力的であります。しかし、1年を通して常に楽しめる公園でなければならないのでしょうか。例えば江南市にある曼荼羅寺公園は、藤の花が非常に有名であります。江南市観光協会のホームページに掲載されている写真を少し見ていただきたいと思います。ここには多くの藤が、約4,700平方メートルの藤棚に植えられてお

ります。そのほかにも、ツツジ、シャクナゲ、ボタンなどもあり、これらの花が毎年4月中旬から5月中旬にかけて見頃となり、この時期に藤まつりが開催され、多くの方が足を運んでいます。

次に、また知立市にある知立公園では、ハナショウブが有名であります。知立市観光協会公式サイトに掲載されている写真を見ていただきたいと思います。知立公園の花しょうぶまつりで撮影されたものです。ここに植えられているハナショウブは、明治神宮から下賜されたもので、60種類ほどあるそうです。5月中旬から6月上旬にかけての見頃であり、知立公園花しょうぶまつりが開催される時期には、全国から15万人の観光客が訪れるそうです。

これらの公園を訪れる皆さんは、1年に1回のこの時期を楽しみにしているわけです。いずれも都市公園ではないようですが、このように特定の時期だけを売りといいますか、PRできる公園とすることも一つの考え方と言えるのではないのでしょうか。個人的には、5月から6月にかけてのハナショウブ、7月から8月にかけてのハナハスをPRしていくことでも十分魅力的な公園になると考えております。

今年の7月には、蓮見の会が3年ぶりに開催されました。7月9日と10日の予定で、このうち10日は悪天候のため残念ながら中止となってしまいましたが、9日のオープニングセレモニーには、大村愛知県知事や長坂衆議院議員をはじめ多くの方が出席されました。私もその場に立ち会いましたが、セレモニーの開始前から多くの方々が会場を訪れ、思い思いの場所でハスの花を見て写真を撮るなど、楽しんでいただけたのではないかと考えております。

そうした様子を見ると、この日を非常に楽しみにしていたということが伝わってきました。ハナハスだけでも十分魅力があると思いますが、現在整備を進めている都市公園は、収穫を体験したり、食べることができる施設も整備する予定となっています。この道の駅立田ふれあいの里の近くには木曾三川公園があり、そのうち船頭平河川公園には、カキツバタや15種類ほどのハナハスを鑑賞することができます。しかし、収穫したり食べることができる施設はありません。見て楽しむことは一時期かもしれませんが、都市公園の中で実際に農産物の収穫を体験できたり、バーベキューテラスなどで地元の食材を食べることができるという単なる鑑賞施設や産直施設にとどまらない魅力が生まれると思っております。観賞用のハスと食用レンコンのハスは種類が異なりますので、同じものとまではいえないと思いますが、ハスの花を見て楽しみ、レンコンを使った料理を食べることができるということは非常に魅力的であり、大きなPRポイントであるとともに、さらなる仕掛けづくりも含め、今後の発展も期待したいところでありますので、よろしく願いいたします。

最後に、3つ目、愛西市の財政状況について御答弁をいただきました。財政力指数について、名古屋市を除く県内の平均は1.01であるのに対し、愛西市の財政力指数は、直近3か年の平均として0.61で、県内の市では下から2番目ということでありました。また、財源の内訳として、自主財源の割合は34%、約3分の1ということでありました。愛知県内の名古屋市を除く市の平均は48.8%、約半分でありますので、愛西市の自主財源の割合が低い状況であることが分かります。自主財源が少ないということは、市が独自の事業・サービスを行うために必要な財源

が少ないということの意味します。数ある自治体の中で愛西市を選んでいただくことや、愛西市に住んでよかったとさせていただくためにも、自主財源の確保は非常に重要なことであると思います。

市長は、施政方針演説などで市の自主財源の拡充強化につながる取組をさらに推進していくと発言されています。そこで、再質問させていただきますが、自主財源の充実に向けた取組として、市はどのようなことを行っているのかお尋ねいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず、市の歳入のおよそ4分の1を占める市税につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税などがありますが、これらの課税客体の正確な把握に努めるとともに、徴収率の一層の向上を図ることで安定的に税収を確保してまいります。

次に、広告収入につきましては、市のホームページや広報紙などを活用して事業を行っておりますが、既存の媒体にとらわれることなく新たな広告媒体の研究を進めているところです。公共施設のうち、公共施設等総合管理計画において廃止の方向性を打ち出した施設については、用途変更、地域移管、譲渡、貸付け、売却の手続を積極的に進め、歳入の確保につなげてまいります。また、市内外の皆様から寄附をいただくふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、年々増加しております。数ある自治体の中から愛西市を応援していただけるよう、今後も様々な形で愛西市の魅力を発信していきたいと考えております。

そのほか、安定的な財源の確保に向け、本市が重点的に取り組んでいる事業が、企業誘致であります。産業の集積による雇用の創出や安定的な税収の確保による市民生活の充実を図るため、弥富インター周辺部においてその受皿となる新たな工業用地を創出し、企業誘致に取り組んでいるところです。今後も健全な財政基盤を維持し、持続可能な財政運営を行っていくため、一層の自主財源の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

#### ○13番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

厳しい財政状況の中、愛西市として様々な取組を行っていることを改めて確認することができました。今後も、ほかの市町村の情報も積極的に収集し、自主財源の充実にも努めていただきたいと思います。

一方で、厳しい財政状況だからこそ、愛西市の市民の皆様のために必要な投資を行うべきで、観光客を優先する余裕はないといった御意見も聞かれるところでもあります。果たして、観光に関する施策は愛西市の市民の皆様のために必要な投資にならないのでしょうか。

そこで、お伺いいたしますが、厳しい財政状況の中で観光に関する施策をこの時期に取り組んでいく理由について、市としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

本市では、第2次愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年3月に策定しておりますが、この中の基本目標の一つである「あいさいの魅力を発信し、ひとの流れを呼び込む『行って見た愛まち』」で、愛西市の魅力発信と観光振興を施策として掲げております。

本市は、豊かな自然や農作物、道の駅立田ふれあいの里、史跡や文化財などの観光資源を有していることから、農業体験や特色ある農産物加工品の販売、歴史・文化を感じることができる機会や場の工夫などを行って、様々な観光資源の魅力を高めるとともに、都市近郊である強みを生かして愛西市のよさを積極的に発信し、交流人口及び関係人口の創出・拡大を図っていくというものです。

愛西市を直接訪れていただく交流人口や、愛西市の情報をいろいろな場所で触れて知っていただくといった関係人口が増えていくことは、経済面をはじめとする愛西市の活性化につながり、将来的には定住人口の増加にもつながっていくものと考えております。

道の駅立田ふれあいの里の再整備といった観光施策により、愛西市の地域価値、つまり魅力が向上し、交流人口の増加が期待できるものであります。現在もインターネットなどでふるさと応援寄附金のお願いなどをはじめ、愛西市のPRを行うなど、積極的に情報を発信しているところですが、やはり直接愛西市の魅力を見て感じていただくことに勝るものはないと考えております。道の駅立田ふれあいの里を訪れた方が、まずは愛西市の豊かな自然、史跡、文化財などの観光資源に触れて、愛西市に興味を持っていただき、その後、自治体としての様々な取組にも目を向けていただくようなPR方法を検討しているところです。厳しい財政状況であることは十分承知しておりますが、人口減少社会が進展する中で愛西市を選んでいただくために、観光施策は今やらなければならない施策であると考えております。以上です。

### ○13番（近藤 武君）

ありがとうございました。

厳しい財政状況であることは十分認識していますが、現在も進んでいる人口減少社会の中で愛西市を選んでいただくためには、観光施策は今やらなければならない施策であるという答弁でありました。

それでは、最後に市長にお聞きしたいのですが、道の駅立田ふれあいの里の再整備に向けた市長の思いを改めてお聞かせください。

### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

愛西市も合併をして15年以上が経過をしてまいりました。そして、人口減少・少子高齢化の中、我々としては将来の方々に責任あるまちづくりを、持続可能な愛西市づくりをしていかなければならないというふうに思っております。

そんな中で、投資事業としてどのような事業を進めていくのか。近隣自治体や愛知県下を見ましても、例えば鉄道駅の再整備や、また公園整備、様々な公共施設等の投資事業をやってみえる自治体は数多くあります。その中では、愛西市としてはどのような投資的事業を行っていくのか。当然、現状あるサービスを維持拡大することは、現在住んでいただいている市民の方々にとってもメリットのある事業ではあるというふうに思っておりますし、現状も我々としては、そういった事業の検証もしながら事業の構築を進めているところでございます。

そんな中、投資的事業といたしまして現在計画している道の駅立田ふれあいの里の事業につ



きましては、民間的発想を取り入れ、公共としてのメリットを生かした投資運営ができる事業だと考えております。現状維持のみするのではなくて、投資で新たな発想で愛西市を発展させる必要があると思っております。

御承知のとおり、道の駅立田ふれあいの里につきましては、平成16年12月に開所をし、翌年8月に尾張地方唯一の道の駅として登録をされて以来、市内外から多くの皆様方にお越しいただいております。当然ほかの自治体におきましても、道の駅を造りたいという意見をいろいろお聞きしますが、なかなか実現していない自治体もあるということで、愛西市にとっては非常に観光施設として目玉であるというふうに思っております。

来場者数だけを見ますと、年々減少傾向にはございますが、まだまだ海部地域では最大規模の集客力がある観光拠点となっていると思っております。しかしながら、この現状に満足しているだけでは、いずれこの地域に足を運んでいただく人がさらに減少し、市の活性化も奪われていくのではないかと危惧をしております。市の活性化につきましては、市民の皆様方との協働をはじめとする各種施策の取組が重要であるということはあるまでもありませんが、市外から人を呼び込み、愛西市の魅力に触れて感じていただくことで、さらなる活性化が期待できるものであります。

そして、人を呼び込むツールの一つが、現在整備を進めさせていただいております道の駅立田ふれあいの里になります。再整備により新しい付加価値を加えることで、市外からさらに多くの方々に訪れていただくだけでなく、また訪れたいと思っただけのような施設を目指していかなければならないと思っております。厳しい状況ではありますが、財源につきましてもしっかりと国・県の情報を収集して、市にとってメリットのある、そして当然財源につきましてもその期間がございますので、しっかりそういった時期を確認しながら、より効果的な財源確保をし、市として整備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

### ○13番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

厳しい財政状況におきましても、市としての観光に関する施策に取り組んでいくことが、10年後、20年後、将来の愛西市の市民の皆様にとっても必要な投資になるという市長の思いといえますか、強い決意を改めて確認することができました。

愛西市は、合併して18年目を迎えました。市長をはじめ市職員の皆様、また我々市議会といたしましても当然のことではありますが、旧町村の枠組みでなく、愛西市全体を見据え各種の施策を議論し、実行に移しているものと認識しております。現在進めている道の駅立田ふれあいの里の再整備をはじめとする投資についても同様であり、合併前の旧町村で抱えていた課題を含め、市の様々な課題を解決していくため、市全域を見渡して最適な場所を検討した上で事業を進めているものであり、地区を意識して投資しているということはないと考えております。

しかしながら、一部の方からは、今回の道の駅再整備などを取り上げ、旧町村単位の特定の地区に投資が集中しているといった合併当初を思い出させるような非常に残念な指摘も聞かれ

るところであります。合併して18年たった現在でも、こうした指摘があるということ、議会の一員である私自身といたしましても真摯に受け止め、市が行う様々な事業は、特定の地区の利益のためだけに行うものではなく、愛西市全体を見渡した、そして愛西市全体の利益のために行うものであるということ、市民の皆様に対し機会を捉えて丁寧に説明していかなければならないことを改めて認識させられたところでもあります。

道の駅立田ふれあいの里の再整備に向けて、最初に議案という形で議会に説明がありましたのは、平成30年3月議会に上程された平成30年度一般会計当初予算でありました。ここには、道の駅周辺整備事業として、道の駅立田ふれあいの里を中心とした観光拠点の整備に向けた調査費が盛り込まれておりました。その後も毎年道の駅立田ふれあいの里の再整備に関する予算をはじめとする議案が上程され、我々市議会としても、その都度、市当局からの説明を受け、事業の必要性を十分に理解した上で議案に賛成してきたところでもあります。令和8年度の全面供用開始を目指し、今後もしっかりと議論をしながら、よりよい事業にできればと考えております。

このように、市当局として手順を踏んで事業を進めているところではあります、やはり事業費総額で約38億8,000万円となる事業を行うことについて、疑問や心配の声が聞かれるのも事実であります。市におかれましては、今後も様々な機会を通して市民の皆様には事業の概要や必要性、実質的な市の負担額などを丁寧に説明していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

13番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会としたいと思います、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

なお、2日は午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時43分 散会